

泉南市樽井駅周辺地区
バリアフリー基本構想
2025年度 改定版（案）



目 次

1. バリアフリー基本構想策定の改定について	1
1-1. バリアフリー法について	1
1-2. 基本構想見直しの背景と目的	4
1-3. 基本構想の位置づけと目標時期	5
1-4. 基本理念と基本方針	6
2. 本市の概況と各種計画	7
2-1. 本市の概況	7
2-2. 上位計画・関連計画	13
3. 樽井駅周辺地区のバリアフリー進捗状況	18
3-1. 整備状況	18
4. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定	25
4-1. 樽井駅周辺の主な施設立地状況	25
4-2. 重点整備地区および生活関連施設・生活関連経路等の見直し	26
4-3-1. 重点整備地区の設定	29
4-3-2. 生活関連施設・生活関連経路の設定	31
4-4. ヒアリング調査結果	36
4-5. タウンウォッチング実施結果	39
4-6. 生活関連施設、生活関連経路の問題点や課題	44
5. 整備方針及び整備内容	56
5-1. 整備方針	56
5-2. 整備内容	58
6. 今後の取組み	71
6-1. 基本構想の進行管理・管理体制	71
6-2. バリアフリー化の更なる拡充に向けた取組み	72

資料

1. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿 - 78
2. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則 ----- 79
3. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過 ----- 81
4. 障害種別の特性 ----- 82

1. バリアフリー基本構想の改定について

1-1. バリアフリー法について

我が国では、高齢化の進展や少子化が進む中、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保するノーマライゼーションの理念の浸透により、高齢者、障害者等を含めた誰もが自立した社会生活を営むことができる社会の実現が求められています。

このような背景の中で、建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）及び、公共交通機関と周辺経路を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行され、バリアフリー社会の実現に取り組んできましたが、この2法を一括し、施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）が平成18年12月に施行されました。この法律の施行を受け、平成25年3月に「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、この計画に基づき整備を進めてまいりました。

■バリアフリー基本構想とは



出典 国土交通省 HP より

一方、計画策定後バリアフリー法は時代に合わせた形で改正が行われ、平成 30（2018）年の改正では、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「心のバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。さらに令和 2（2020）年の改正では「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフト対策の取組み推進のほか、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されました。

本市では、バリアフリー法の改正に合わせて市内全駅でのバリアフリー基本構想を進め、令和 7 年 3 月に策定した「岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想」をもちまして、市内全駅での策定が完了しました。

今後はこれら各駅の基本構想に基づきバリアフリー整備を進めてまいります。

■バリアフリー関連の法改正とこれまでの泉南市における基本構想策定状況

年度	法令	泉南市
平成6年度	<u>ハートビル法 施行</u> 建築物のバリアフリー化を促進するための法律	
平成12年度	<u>交通バリアフリー法 施行</u> 駅等の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律	
平成14年度		「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定
平成18年度	<u>バリアフリー法 施行</u> 建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律 <u>障害者自立支援法 施行</u>	
平成23年度	<u>改正障害者基本法 施行</u>	
平成24年度		「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」 「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」 策定
平成25年度	<u>障害者総合支援法 施行</u>	
平成28年度	<u>障害者差別解消法 施行</u>	
平成30年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> (※平成30年(一部平成31年)施行) 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念とし、 更なるバリアフリー化 を推進するために改正	
令和2年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> (※令和3年(一部令和2年)施行) 公共交通事業者等における ソフト対策の強化 や 心のバリアフリー を推進するために改正	
令和3年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> 公立小中学校等 を特別特定建築物に追加	
令和4年度 (令和5年度)	<u>道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定</u> 踏切道での安全対策 を追加(踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックの設置方法等)	
令和6年度	<u>改正障害者差別解消法 施行</u> 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化	「泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定

1-2. 基本構想見直しの背景と目的

(1) 基本構想見直しの背景

樽井駅周辺地区では、平成 25 年 3 月策定の基本構想に基づき整備を進めてまいりました。

しかしながら、当計画は策定から 10 年以上が経過し、策定時に設定した目標年次を過ぎていることや、策定後バリアフリー法が改正されたこと、当計画で位置付けた施策の整備が進んだ状況などを踏まえ、現実に対応した計画とするため、今回当計画の見直しを行うことになりました。

<見直しを行う理由>

- 前回計画の目標年となるため
- 平成 30 年以降のバリアフリー法改正に伴い、追加となった事項や考え方に
対応するため
- 前回計画策定からバリアフリー整備が進んでおり、整備状況に即した施策
の見直しを行うため

(2) 基本構想策定の目的

バリアフリー法の目的は、高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することです。

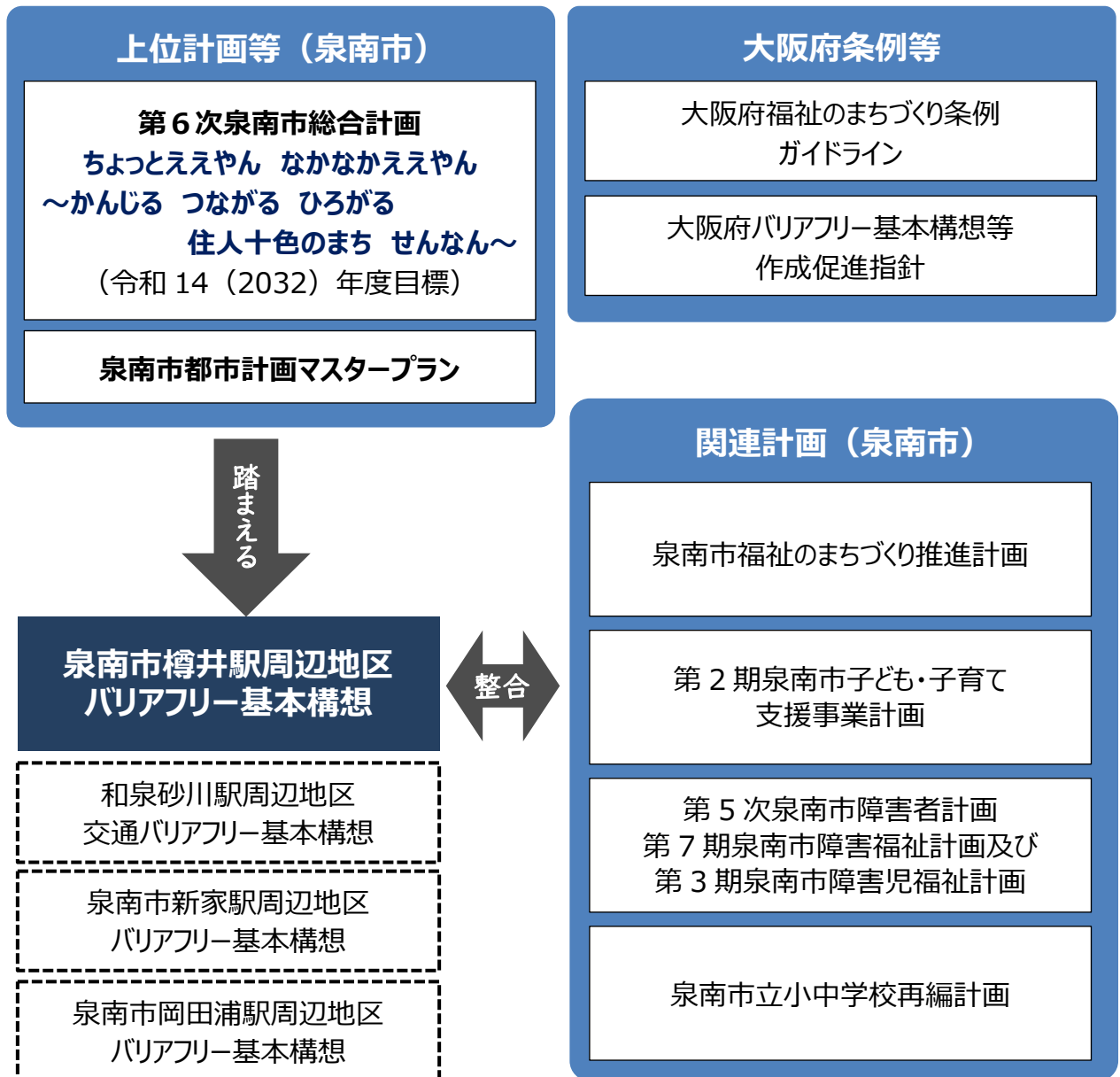
このような認識のもと本市においては、「第 6 次泉南市総合計画」で示す「ちょっとええやん なかなかええやん～かんじる つながる ひろがる 住人十色のまち せんなん～」という基本理念のもと、「誰もが自分にとっての幸せを選べるまち」を進めていくため、駅を中心とした人が多く集まる地区についてバリアフリー化事業が確実に進むよう基本構想を策定するものです。

1-3. 基本構想の位置づけと目標時期

(1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、上位計画である「第6次泉南市総合計画」に即するとともに、その他の関連する計画と整合を図ります。

■ 樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想の位置づけ



(2) 基本構想の目標年次

前基本構想の目標年次である令和2年（平成32年）が過ぎていることから、当基本構想策定時の令和8年を基準年とし、10年後の令和17年を目標年次とします。ただし、5年後をめぐりに取組み状況を確認し、必要に応じて基本構想の見直しを行っていきます。

また、前基本構想の実績を踏まえ、整備内容毎に、短期、中期、長期の目標年次を設定します。

■目標年次

目標年次	短期目標	中期目標	長期目標
令和17年度 (2035年度)	令和8年度 ～令和10年度 (2028年度)	令和8年度 ～令和12年度 (2030年度)	令和8年度 ～令和17年度 (2035年度)

1-4. 基本理念と基本方針

前基本構想で設定した基本理念と基本目標は、現在も本市全域で踏襲されているため、本基本構想もそのまま同じ内容を引き継ぎます。

【基本理念】

みんなで作る温もりのあるまちづくり

【基本方針】

- ・みんなが歩きやすいみち、語らいの空間としてのみちのネットワークを確立します。
- ・みんなが利用しやすく、サービスに長けた公共交通機関・生活関連施設を目指します。
- ・みんなの思いやりと、助け合いの気持ちを育みます。

2. 本市の概況と各種計画

2-1. 本市の概況

(1) 人口・世帯数

本市の令和2年の人口は60千人です。平成7年の62千人から平成17年の65千人までは増加しましたが、以後減少に転じています。

世帯数をみると、令和2年で23千世帯と平成7年の19千世帯から約4千世帯増加しています。

また、令和3年以降の人口は減少、世帯数は増加し続けています。

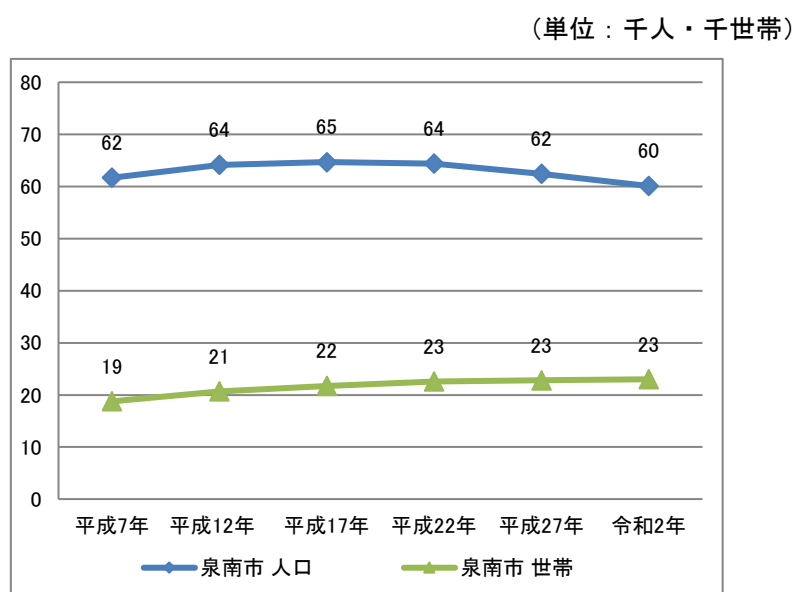


図2-1 人口・世帯数の推移 (泉南市)

資料：国勢調査

表2-1 人口・世帯数の推移 (泉南市)

年度	人口 (人)	世帯数
令和3年	60,452	26,385
令和4年	59,790	26,518
令和5年	58,992	26,546
令和6年	58,263	26,674
令和7年	57,578	26,735

資料：泉南市住民基本台帳 (令和7年9月時点)

(2) 年齢別人口と高齢化率

年齢別人口の推移をみると、65歳以上の老年人口は平成7年11.7%であったものが、令和2年29.9%となっており、急増しています。一方で0～14歳までの年少人口及び15～64歳までの生産年齢人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

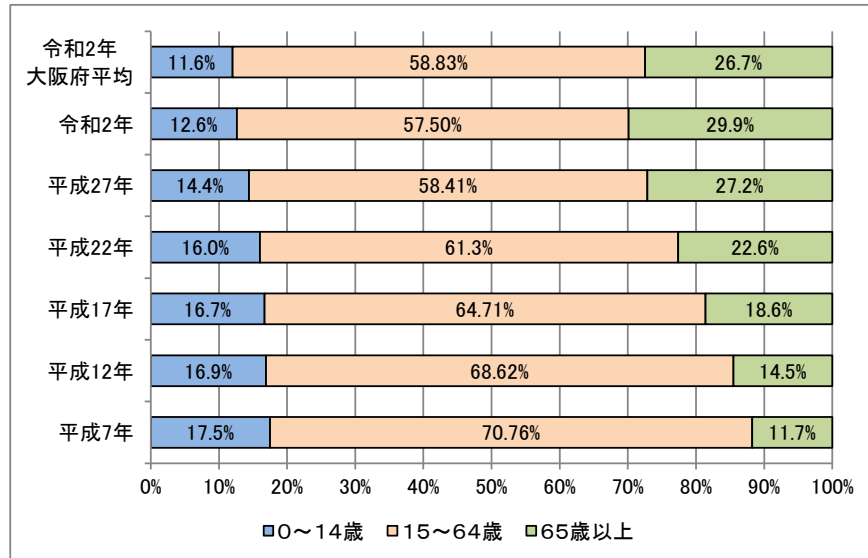


図 2-2 年齢別人口

資料：国勢調査

また、高齢化率の推移を大阪府、全国値と比較すると、平成22年までは大阪府と概ね同様の高齢化率で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけて大阪府、全国値ともやや増加傾向が鈍化しているのに対し、本市は急速な増加傾向が続いています。

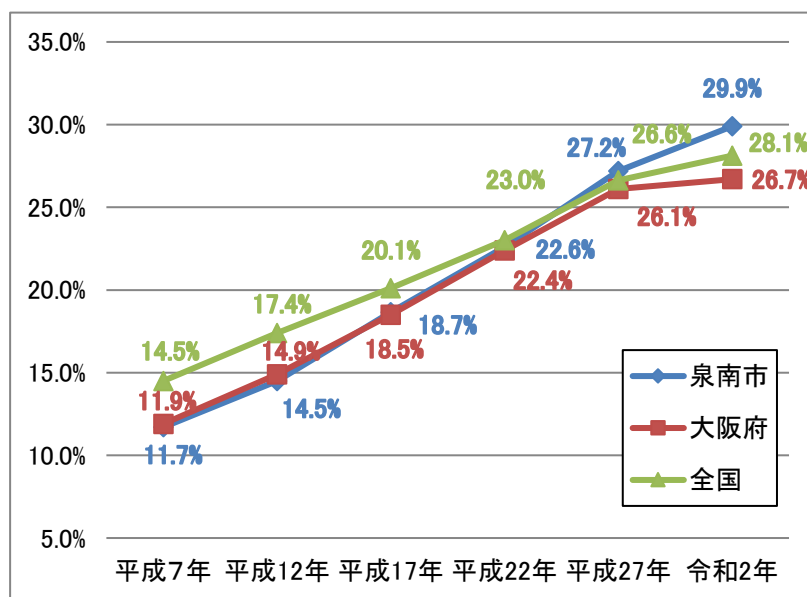


図 2-3 高齢化率の推移の比較

資料：国勢調査

(3) 地区別高齢化率

高齢化率が30%以上の地区は、市の南部に多くなっています。

樽井駅周辺では、樽井1丁目、3丁目、5丁目、8丁目、男里5丁目、7丁目、鳴滝1丁目、2丁目、3丁目で高齢化率が30%以上となっています。

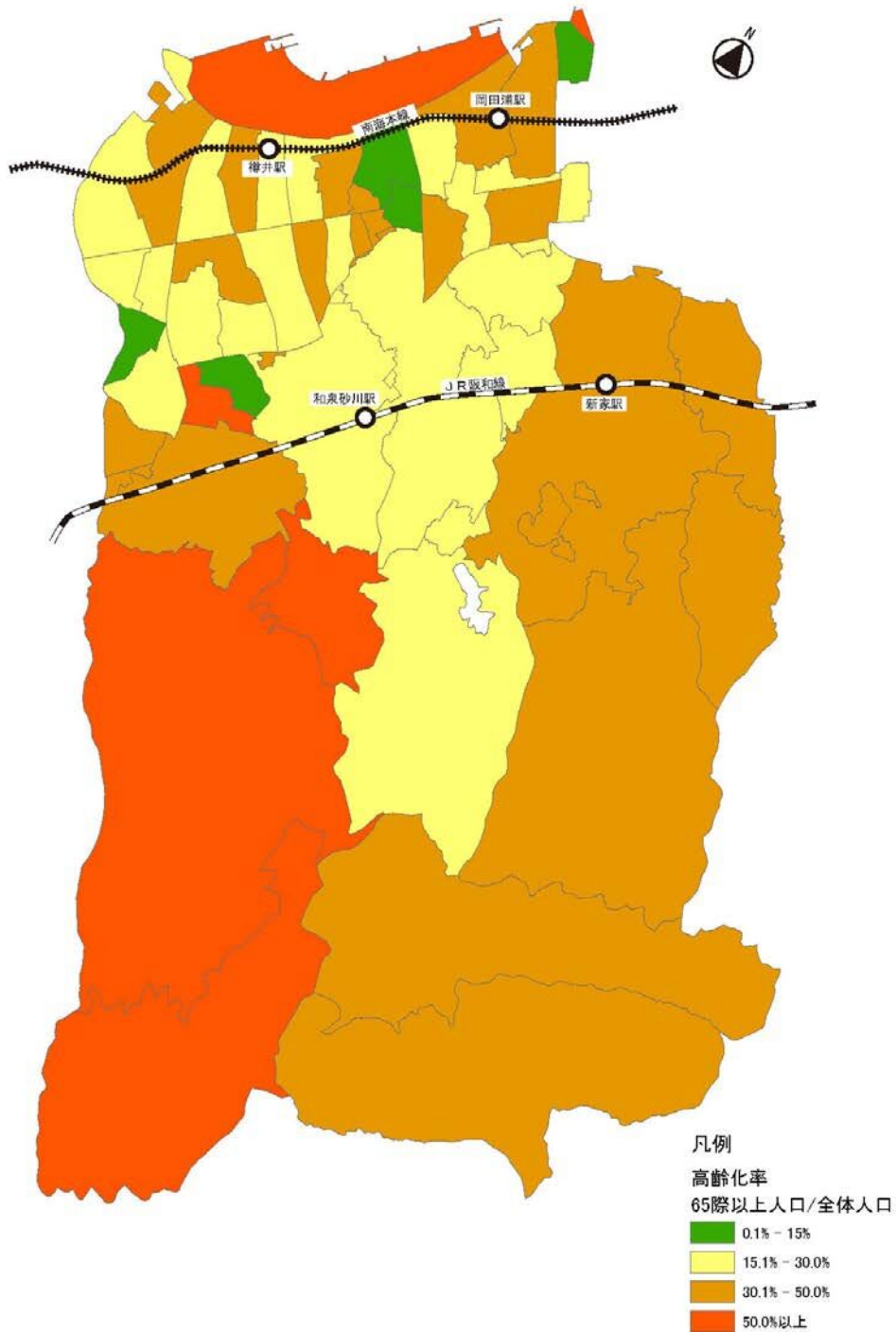


図 2-4 地区別高齢化率

(4) 障害者等の状況

令和6年における障害者手帳所持者数は4,250人であり、人口58,263人（住民基本台帳人口）の約7.3%となっています。そのうち、身体障害者手帳所持数は2,567であり、知的障害者手帳所持数は959人であり、精神障害者手帳所持数は724人となっています。

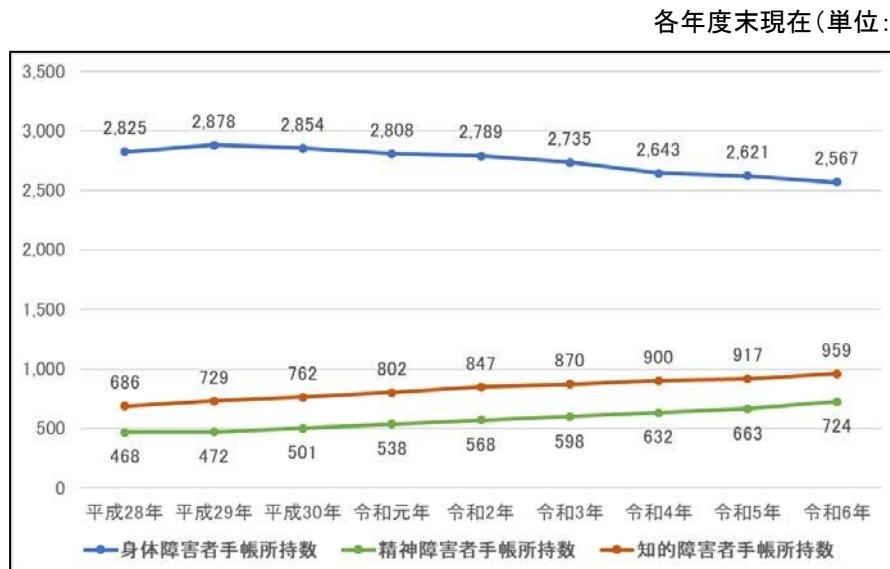


図2-5 障害者手帳所持者数とその推移

資料：福祉保健部障害福祉課

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、令和6年では肢体不自由が1,389人、視覚障害が132人、聴覚平衡機能障害が255人、内部障害が770人、音声言語機能障害が21人となっています。

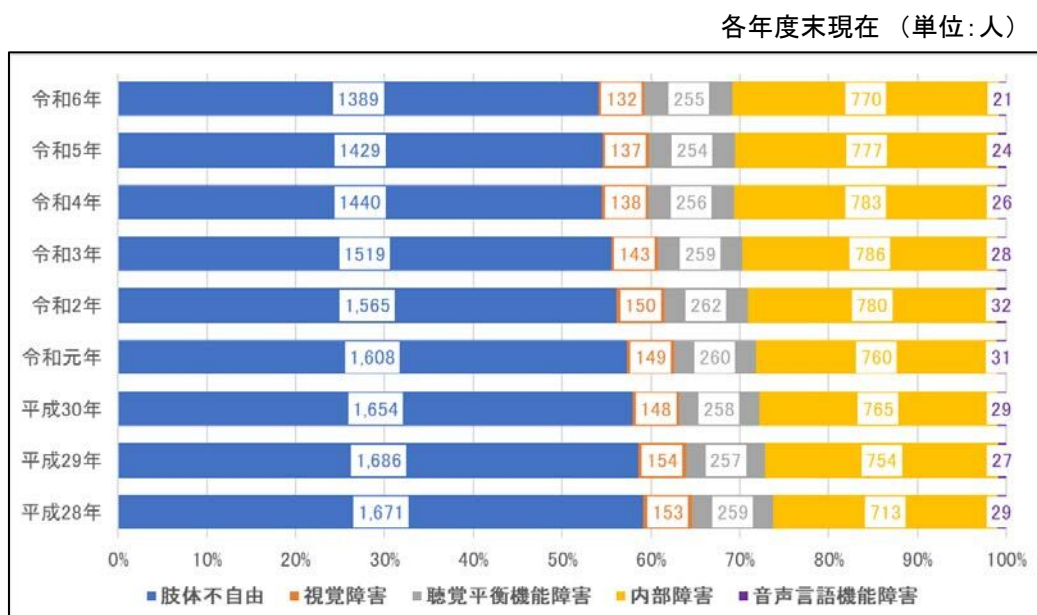


図2-6 身体障害者手帳所持数とその推移(障害別)

資料：福祉保健部障害福祉課

(5) 交通の状況

① 鉄道交通の状況

令和5年の各駅の乗降客数をみると、最も多いのがJR阪和線の和泉砂川駅で7,268人、次いで、南海本線樽井駅の6,987人、JR阪和線新家駅4,552人、南海本線岡田浦駅2,268人となっており、岡田浦駅以外は1日4000人以上の乗降客があります。

平成29年からの推移をみると、令和2年に新型コロナウイルスの感染拡大防止の抑制影響により大きく減少しましたが、その後は微増傾向が続いています。

樽井駅に関しては令和5年に減少に転じており、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための抑制以前の水準にまでは戻っていない現状です。

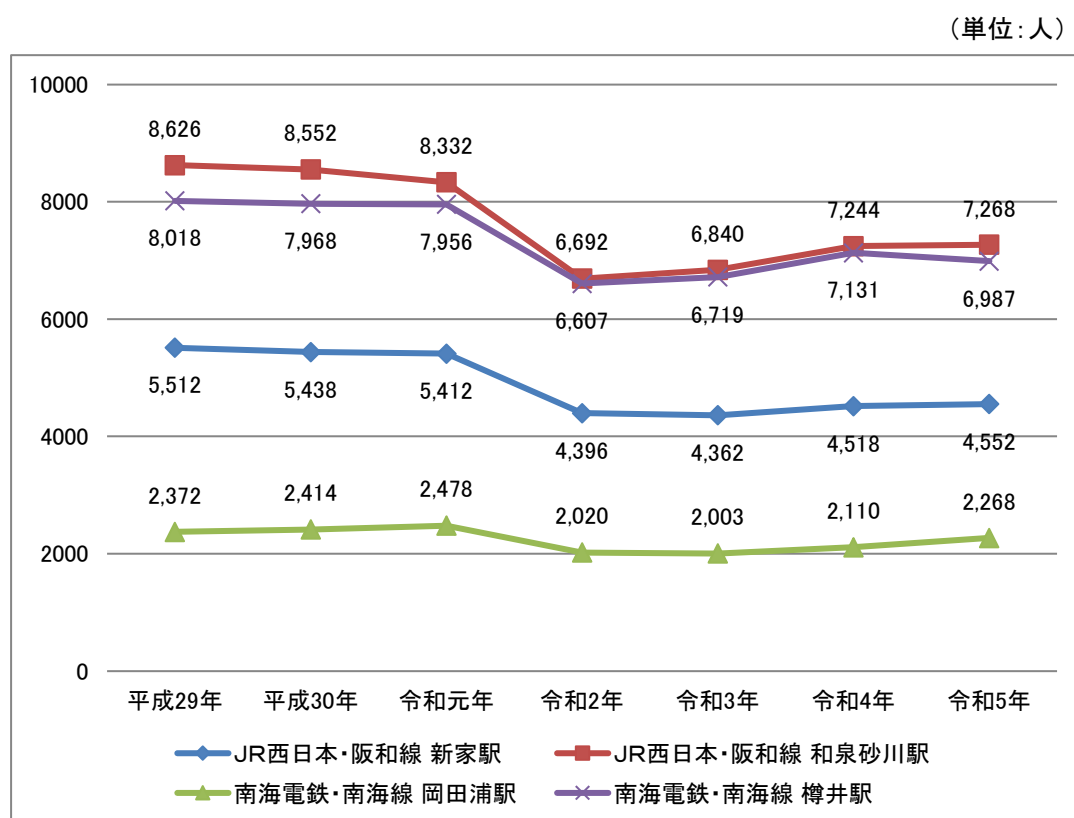


図2-7 鉄道駅の乗降客数の推移 (1日平均)

資料：大阪府統計年鑑

②バスの状況

市内のバス乗車人員をみると、コミュニティバスは、平成29年にイオンりんくうに乗入れたことで乗車人員が増加しています。

コミュニティバスの乗車人員数は推移していましたが、コロナ過の令和2年には123,442人まで減少しましたが、その後回復しコロナ過前の乗車人員を上回っています。

南海ウイングバスは、令和2年以降も減少が続き、令和6年には3,572人の利用となっています。

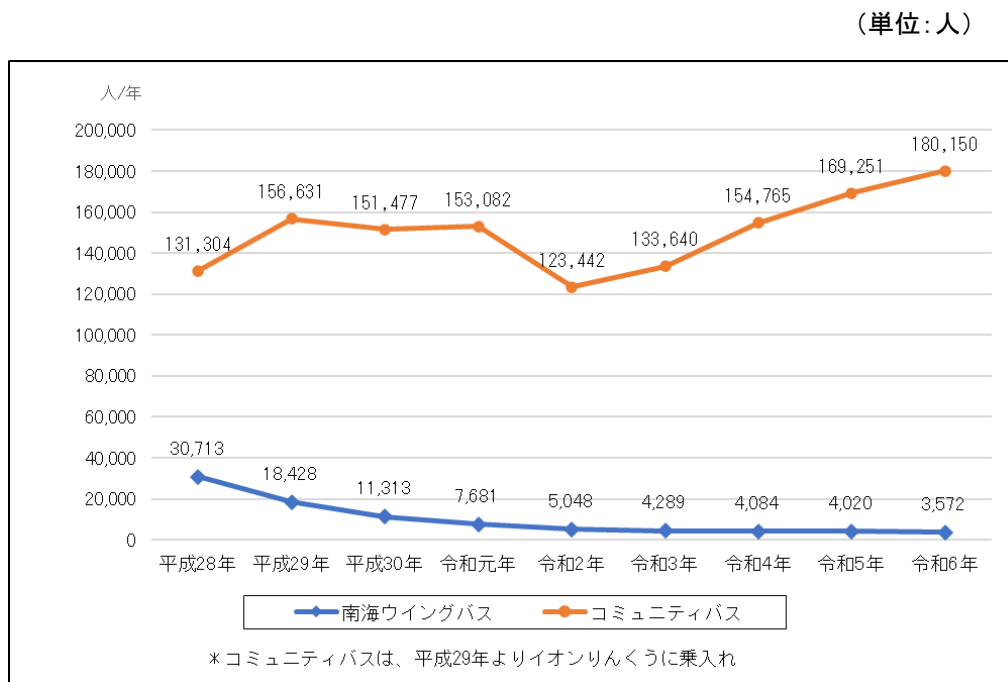


図 2-8 バスの年間乗車人員の推移

資料：泉南市都市整備部都市政策課



図 2-9 さわやかバス路線図

資料：泉南市コミュニティバスさわやかバス時刻表 (令和4年4月版)

2-2. 上位計画・関連計画

本市では、総合計画をはじめ様々な計画を策定しています。バリアフリー基本構想を策定するに際し、本市の上位計画と関連計画を簡単にまとめると以下の通りとなります。

①第6次泉南市総合計画:令和5年6月策定

＜計画期間＞ 令和5年度～令和14年度

＜目指すべき将来像＞

『かんじる つながる ひろがる 住人十色のまち せんなん』

第6次泉南市総合計画から、福祉関連に関する基本計画を抜粋し以下に整理します。

「障害のある人への社会的な障壁を取り除く必要なサービスや支援により、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるまち」

○共生に向けた啓発の充実

多様な交流や啓発により障害者差別解消法や、合理的配慮等の障害に関する正しい知識を知ることにより、障害や障害のある人・子どもに対する正しい理解や認識を深めます。

「主要拠点にアクセスしやすい交通網が整備され、誰もが快適・安全に移動しやすいまち」

○道路環境の整備

拠点となる市役所や駅周辺において、安全で快適な徒歩・自転車・自動車の移動環境の確保を図ります。

ICTやAI等の新技術を活用し、メリハリの効いた道路メンテナンスを実施します。

○多様な交通手段の利用・導入促進

コミュニティバスについて、利用者の意見を踏まえ、路線の見直しを行うとともに、乗車割引制度の拡充を検討します。

「地域特性をいかした土地利用が促進され、自然環境とも調和した魅力的なまちなみを有し、多様なニーズに対応した快適で住みやすいまち」

○都市再生の推進

公園の再編・集約化やバリアフリー化等、公園の魅力向上を図ります。

②泉南市都市計画マスタープラン:令和7年3月改定

<計画期間> 令和7年度～令和16年度

<目指すべき将来像>

『かんじる つながる ひろがる 住人十色のまち せんなん』

<都市の将来像>

将来都市像：まちがつながる 未来へつながる 住みやすいまち 泉南
都市づくりの目標：

- (1) 泉南市らしい魅力ある都市づくり
- (2) 定住性の高い安心・快適な都市づくり
- (3) 地域の活性化に向けた持続発展可能な都市づくり
- (4) 公民連携・広域連携の都市づくり

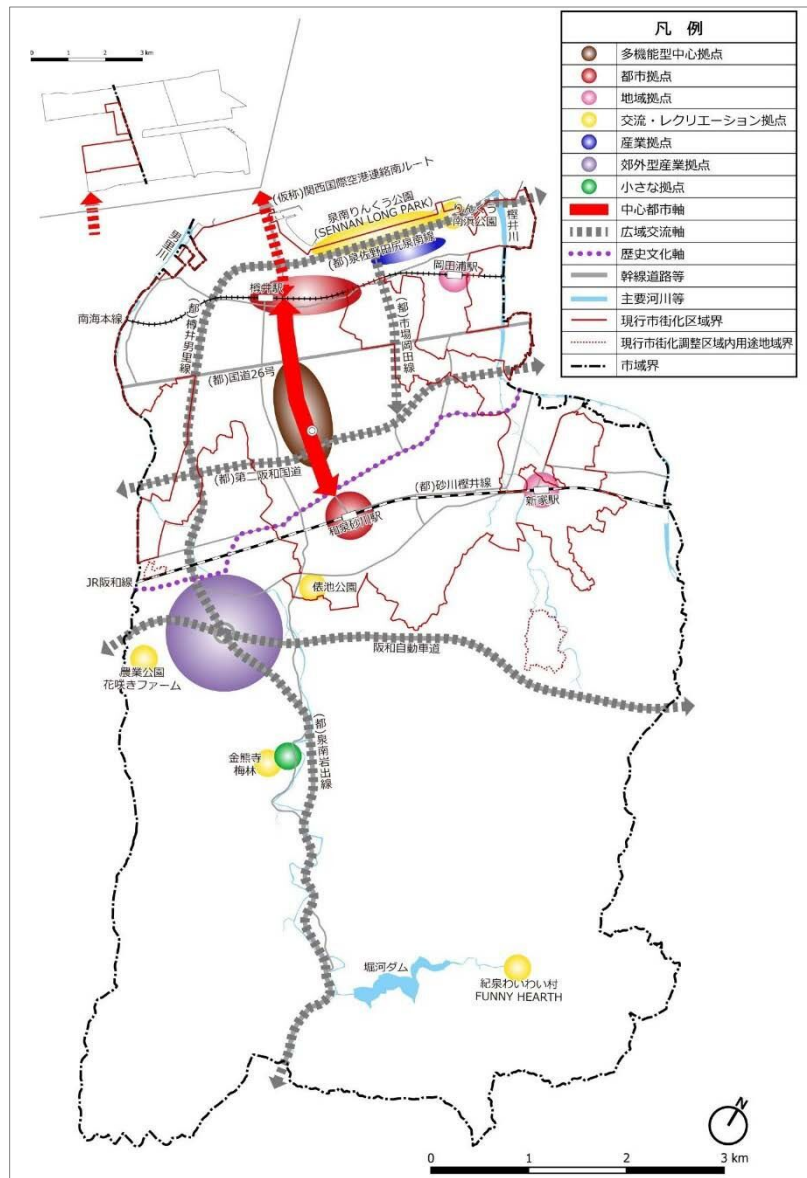


図 2-10 将来都市構造図

＜道路・交通の方針＞（抜粋）

◎基本的考え方

- ・新設道路などの無電柱化・自転車通行空間の確保やバリアフリー化などにより、徒歩・自転車で移動しやすい交通環境の充実に努めます。
- ・鉄道駅構内、駅前広場などの整備、駅周辺のバリアフリー化などの推進により、公共交通や徒歩・自転車に転換しやすい環境を充実させ、過度な自家用車利用の抑制に努めます。

◎道路・交通の方針

○安全で快適な道路空間の確保

南海樽井駅、JR 和泉砂川駅及び JR 新家駅周辺においては、「バリアフリー基本構想」の見直しに取組み、生活関連経路や重点整備地区内道路のバリアフリー化などの促進と進捗管理を行うとともに、南海岡田浦駅周辺においてもバリアフリー化を進めます。

○駅前広場などの整備

南海樽井駅及び JR 新家駅では、交通結節点機能を強化するため、駅前広場などの更新を進めるとともに、暫定整備で供用中の JR 和泉砂川駅では、本格整備を進めます。

◎公共交通の方針

○バス交通などの充実

市民の生活交通や交通弱者に対する交通手段を確保するため、さわやかバス（コミュニティバス）の維持・充実とともに、路線の見直しやダイヤ改正などにより、一層の利用を促進します。

＜地域別構想 南海沿線地域＞（抜粋）

将来像と地域づくりの目標：多様な都市活動や市民活動を支えるまち

＜地域づくりの方針＞（抜粋）

◎道路・交通の方針

○幹線道路などの充実

市内の主要拠点を結び、市域の骨格となる（都）信達樽井線（市道信達樽井線）などの都市計画道路の整備を推進します。また新設道路については無電柱化を検討します。

○安全で快適な道路空間の確保

南海樽井駅周辺においては、「バリアフリー基本構想」の見直しにあわせて、重点整備地区内道路のバリアフリー化などの促進と進捗管理を行うとともに、南海岡田浦駅周辺においても基本構想に基づきバリアフリー化を進めます。

○生活道路、通学路の安全確保

日常生活に密着した生活道路の利便性と通行の安全性及び防災性の向上を図るため、沿道建築物の更新や公共施設の最適化とあわせて市民などの協力のもと、狭い道路の拡幅などに努めます。

○駅前広場などの整備

南海樽井駅では、交通結節点機能を強化するため、駅前広場などの更新を進めます。

③第7期泉南市障害福祉計画:令和6年3月策定

＜計画期間＞ 令和6年度～令和8年度

＜基本理念＞ 『自分らしさを大切に！ ともに生きよう 明るい未来』
安心して暮らせるまち せんなん

＜基本目標＞(抜粋)

①共生に向けた啓発の充実

障害のある人をはじめとするすべての人が互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための多様な交流活動を進めるとともに、啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。

②自立と社会参加の促進

③身近な地域で暮らすための支援の充実

④安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、身近な地域での支え合い、助け合い活動を活性化させていくとともに、災害や犯罪の心配のないまちづくりの推進、生活空間のバリアフリー化などを進め、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備します。

＜計画の推進に関連する事業＞(抜粋)

◎ユニバーサルデザインの推進

○高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合した建築物の整備を指導します。

3. 樽井駅周辺地区のバリアフリー進捗状況

3-1. 整備状況

前回計画で設定した整備内容について、現在の実施状況の調査を行いました。結果は次のようになります。

- ・南海樽井駅、バス等の公共交通は、ほぼ整備済みである。
- ・公共施設等の生活関連施設は、ほぼ整備済みである。
- ・生活関連経路や準生活関連経路は、整備率が低い。

南海樽井駅（公共交通特定事業など）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	H24年度計画			備考	R7年度現地調査結果	
				整備目標				実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
改札口 及び 券売機	移動円滑化 及び 利用円滑化	特 車いす対応の券売機導入	南海	○			○	①設置済み	
		他 車いす対応の幅広自動改札機の改善	南海	○			○	②設置済み	
		特 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS)	南海	○			○	③整備済み	
	情報の充実	他 情報提供装置導入	南海		○		×	④今後導入予定（時期未定）	
		特 構内触知図案内板	南海	○			○	⑤設置済み	
階段及び 通路	移動円滑化 及び 利用円滑化	特 スロープの改修(明示・手すり新設)	南海	○			○	⑥整備済み	
		特 エレベーター設置	南海	○			○	⑦設置済み	
		特 階段の手すりの改修	南海	○			○	⑧整備済み	
		特 階段の端部の標示	南海	○			○	⑨整備済み	
	情報の充実	他 通行方向の明示	南海			○	×	⑩未実施	
		他 音による誘導	南海			○	○	⑪鳥の鳴き声を流している	
ホーム	移動円滑化	特 ホームの嵩上げ	南海	○			○	⑫約3cmとなっている	
	安全性向上	特 縁端警告用ブロックの内方線追加(JIS)	南海	○			○	⑬整備済み	
		他 非常ボタンの設置	南海		○		○	⑭設置済み	
	情報の充実	他 案内表示の充実	南海			列車接近表示器設置・運用中	○	⑮整備済み	
トイレ	機能の充実	特 オストメイト対応	南海	○			○	⑯整備済み	
	情報の充実	特 点字案内版の設置	南海	○			○	⑰設置済み	
	利便性向上	他 洋式便座の設置	南海			○	○	⑱整備済み	
待合室	休憩施設の充実	他 下りホーム待合室の新設	南海			○	×	⑲未整備	
案内機能 の向上	情報の充実	ソ 音声・貼り紙等による緊急時の情報提供	南海	サービスの向上に努める			マニュアルにて対処中	○	⑳看板・張り紙で対応している
	安全性向上	ソ 緊急時の駅員等による誘導	南海					○	㉑駅員が在中している
	利用円滑化	特 筆談具の設置・表示	南海					○	㉒設置済み

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

バス（公共交通特定事業）

- ・すべて整備済みである。

		H24年度計画						R7年度現地調査結果	
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
2 バス車両	利用の円滑化	特	樽井岩出線を全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	和歌山バス那賀		○		更新時に全車ノンステップ対応 現在50%	○ ①対応済み
		特	イオン砂川線を全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	南海ウイングバス南部	対応済				②H24年度時点で対応済み
		特	コミュニティバスを全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	泉南市	対応済				③H24年度時点で対応済み
3 バス停	情報の充実	ソ	時刻表、行き先案内版の改善に努める。	泉南市	随時対応			コミバスの課題	○ ④設置済み

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

駅前広場（その他の事業）

		H24年度計画						R7年度現地調査結果	
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
4 歩道	移動の円滑化	他	視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS)	泉南市	○	○		短期で改札口付近	× ①現在の規格の点字ブロックではない
	情報の充実	他	周辺施設を案内する情報提供板の設置	泉南市	○			通行方法の案内	△ ②イオンや病院までの経路の記載がない
	バス停	休憩施設の充実	他	ベンチの設置	泉南市		○		○ ③設置済み

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

あいぴあ泉南（建築物特定事業）

		H24年度計画						R7年度現地調査結果	
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
5 施設全体	移動の円滑化	特	視覚障害者誘導用ブロックの整備(JIS)	泉南市		○			○ ①整備済み
	情報の充実	他	情報提供装置の導入	泉南市		○			○ ②設置済み
	安全性向上	ソ	緊急時の職員等による誘導	泉南市	継続的に実施				○ ③随時対応

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

その他関連施設

H24年度計画				R7年度現地調査結果	
施設名	施設種別	バリアフリー整備状況	今後の整備など	実施状況	調査結果
				6	樽井公民館
7	樽井区民センター	公共施設	・ 自動ドア、車椅子対応トイレ等（公共施設は1階のみ） ・ 古い施設ですが、可能な限り、バリアフリー化を進めます。	○	①整備済み
8	市民体育館	公共施設	・ 自動ドア、車椅子対応トイレ、誘導ブロック等 ・ 建築物特定施設のバリアフリー化を優先的に進めます。	△	①室内の体育館のドアは未整備 ②入口は整備済み ③車椅子対応トイレは整備済み ④誘導ブロックは道路から入口までは整備済み 室内は職員により対応
9	新泉南病院	公的施設	・ 整備済み	○	①整備済み
10	たるいこども園	民間施設	・ 出入りロースロープ有、職員により手助け可能 ・ 職員による手助けで対応していただきます。	○	①職員により対応
11	イオンモールりんくう泉南	民間施設	・ 整備済み	○	①H24年度時点で整備済み
12	泉南郵便局	民間施設	・ 整備済み ・ 職員による手助けで対応していただきます。	○	①H24年度時点で整備済み
13	泉南樽井郵便局	民間施設	・ おおむね整備済み ・ 職員による手助けで対応していただきます。	○	①H24年度時点で整備済み

市道信達樽井線（生活関連経路）
（南海本線跨線橋～樽井北交差点）

H24年度計画							R7年度現地調査結果			
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果	
				短期	中期	長期				
14	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特	歩道の拡幅整備 (未整備区間)	泉南市	事業中	○	都市計画事業	△	①一部整備済み	
		特	視覚障害者誘導用ブロックの増設	泉南市		○		△	②設置されているが連続性がない	
		他	転落防止柵の設置	泉南市		○	高低差のある箇所	×	③未整備	
		他	歩行者と自転車の通行区分の明示	泉南市		○		×	④未整備	
		他	照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて対応			△	⑤確認が必要	
		特	駐車禁止の啓発等	公安委員会	継続的に実施			△	⑥一部駐車禁止の標識を設置している	
		特	自転車の安全運転の啓発等	公安委員会	継続的に実施			×	⑦未実施	
		ソ	通行を阻害するものの撤去・移設	沿道関係者	継続的に実施		看板や植込み	×	⑧電柱及び植栽が通行の支障となっている	
		急勾配への対応	他	ベンチの設置	泉南市	○		拡幅完了箇所から	×	⑨未整備
			他	助合いサイン等の設置	泉南市	○		拡幅完了箇所から	×	⑩未整備
	ソ		高齢者や車いす等への積極的な手助け	市民	継続的に実施					
	樽井北交差点		安全な通行	特	視覚障害者誘導用ブロックの整備	泉南市		○		×
		特		音声案内式信号の設置	公安委員会			○	優先対応に努める	○

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道信達樽井線（生活関連経路）
（樽井北交差点～あいびあ泉南）

H24年度計画							R7年度現地調査結果				
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果		
				短期	中期	長期					
14	歩道	幅の広い歩行空間の確保	他	歩道の拡幅整備 (歩道幅員5.5m)	泉南市			○	都市計画事業	×	①未整備
			特	舗装面、段差の改善	泉南市	○					×
		側溝蓋等の改善		泉南市		○				○	③改修済み
		歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特	視覚障害者誘導用 ブロックの整備	泉南市	連続設置について 検討する。			拡幅時は 連続設置	×	④未整備
	他		転落防止柵の設置	泉南市	○				×	⑤未設置	
あいびあ 泉南前横 断歩道	安全な通行	特	音声案内式 信号設置	公安 委員会			○	利用状況経過 観察	○	⑥設置済み	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道りんくう南周回線（生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果				
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果		
				短期	中期	長期					
15	歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特	視覚障害者誘導用 ブロックの改善	泉南市	○				○	①設置済み
			他	照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて 対応				△	②設置済み
	歩道橋	円滑な通行	他	助合いサイン等の 設置	泉南市	○				×	③未設置
			ソ	高齢者や車いす等 への積極的な手助け	市民	継続的に実施					
	樽井駅北 交差点	安全な通行及び 円滑な通行	×	横断歩道の 追加設置	公安 委員会	安全上設置不可能			高架橋と交差点 の位置関係	×	④未設置
特			音声案内式信号の 設置	公安 委員会			○	利用状況経過 観察	×	⑤未設置	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

府道樽井停車場樽井線（準生活関連経路）

（樽井駅～樽井交差点）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
16 道路	道路空間の再配分	ソ 車道幅員の検討 歩行者空間の検討	大阪府 泉南市 沿道 関係者	○			視覚障害者誘導用ブロック整備 検討	×	①未整備
	歩き易い空間への改良 （円滑な通行） （安全な通行）	他 道路の改良 （舗装面、段差等の改善）	大阪府	○				×	②未整備
		他 歩行者空間の確保 （側溝蓋等の改善、 路肩のカラー舗装や 舗装材の変更）	大阪府		○			○	③整備済み
		他 車両の速度を減速 させるしかけ （路面標示等）	大阪府	○				×	④未整備
		ソ 通行を阻害するもの の撤去・移設	沿道 関係者	○			看板や植込み	×	⑤電柱・植込み・私有物等 が通行の妨げとなっている
		特 路上駐車禁止の啓発	公安 委員会		継続的に実施			○	⑥標識の設置
		特 自転車の安全運転の 啓発等	公安 委員会		継続的に実施			×	⑦未実施
		ソ 高校生の登下校指導	高校		継続的に実施				
	急勾配への対応	他 ベンチの設置	未定		道路外で検討			×	⑧未設置
		他 助合いサインの設置	泉南市		○		道路整備に整合	×	⑨未設置
ソ 高齢者や車いす等 への積極的な手助け		市民		継続的に実施					
樽井 交差点	安全な通行	他 視覚障害者誘導用 ブロックの整備	大阪府	○			○	⑩整備済み	

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道府立高校砂川変電所前線（準生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
17 歩道	歩き易い空間への改良 （円滑な通行） （安全な通行）	他 舗装面、段差の改善	泉南市	○				×	①未整備
		側溝蓋等の改善	泉南市		○			×	②未整備
		他 電柱・標識・車止め 等の移設	占用者 泉南市			○		×	③未整備

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

旧国道26号（準生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
18 歩道	歩き易い空間への改良 （円滑な通行） （安全な通行）	他 舗装面、段差の改善	大阪府	○				×	①未整備
		他 セミフラット化、 側溝蓋等の改善	大阪府		○			×	②未整備
		他 視覚障害者誘導用 ブロックの改修	大阪府	○				×	③未整備
		特 自転車の安全運転の 啓発等	公安 委員会		継続的に実施			×	④未実施

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道茅渟神社鳴滝線（準生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
19 道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面等の改善	泉南市	○				×	①未整備
		側溝蓋等の改善			○			×	②未整備
		他 歩行者の安全確保 (路側線の改修等)	泉南市	○				×	③未改修
		他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて対応				○	④設置済み

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

府道鳥取吉見泉佐野線（準生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
20 道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 歩道未整備区間の歩行者空間の確保	大阪府			○		×	①未整備
		他 路側線の改修	大阪府	○				△	②一部未整備
		他 歩道の改良 (舗装面、段差等の改善)	大阪府	○				×	③未整備
		他 歩道の改良 (側溝蓋等の改善)	大阪府		○			○	④整備済み
		他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて対応				○	⑤整備済み

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道りんくう南10号線（準生活関連経路）

H24年度計画							R7年度現地調査結果		
箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
				短期	中期	長期			
21 歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	泉南市			○	利用状況経過観察	×	①未整備
		他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて対応				×	②未整備

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

大阪府立りんくう翔南高等学校（追加施設）

H24 年度の基本構想から追加する施設であるため、H24 年度の整備状況等は「—」
としています。

H24年度計画				R7年度現地調査結果		
追加	施設名		バリアフリー整備状況	整備内容	実施状況	調査結果
		大阪府立りんくう翔南高等学校	公共施設	—	—	○

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

樽井防災コミュニティセンター

H24 年度の基本構想から追加する施設であるため、H24 年度の整備状況等は「—」
としています。

H24年度計画				R7年度現地調査結果		
追加	施設名		バリアフリー整備状況	整備内容	実施状況	調査結果
		樽井防災コミュニティセンター	公共施設	—	—	×

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

市道樽井幼稚園前線

H24 年度の基本構想から追加する道路であるため、H24 年度の整備状況等は「—」
としています。

H24年度計画						R7年度現地調査結果				
追加	箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考	実施状況	調査結果
					短期	中期	長期			
		道路	—	—	—	—	—	—	×	①側溝の網目が粗い ②歩行者空間が確保されていない

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

4. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

4-1. 樽井駅周辺の主な施設立地状況

樽井駅を中心とした半径約1km以内には、樽井公民館やあいびあ泉南などの公共施設のほか、郵便局など生活に関連する施設があります。

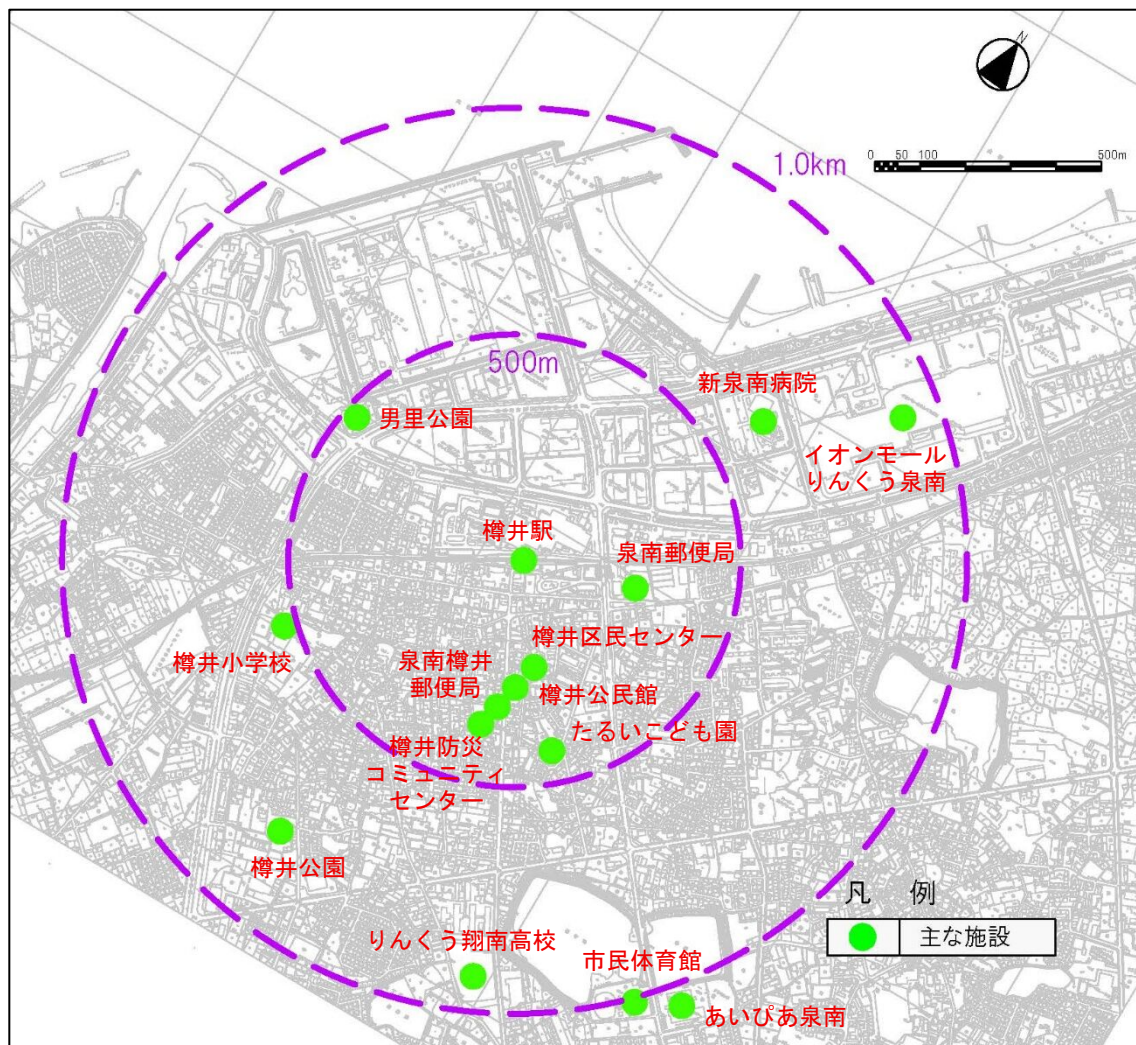


図 4-1 泉南市の主な施設

4-2. 重点整備地区および生活関連施設・生活関連経路等の見直し

前回計画策定以降のバリアフリー法改定やバリアフリー整備状況等を踏まえ、現在設定している重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路等について、見直しを行います。

<変更方針>

○重点整備地区および生活関連施設の見直し

- ・大阪府立りんくう翔南高等学校

当施設は、樽井駅から多くの利用者がいることや、令和3年度のバリアフリー法改正により、公立小中学校等を特別特定建築物として、追加することとなったため、生活関連施設へ指定します。

また、重点整備地区から外れているため、重点整備地区へ追加します。

- ・樽井防災コミュニティセンター

平成29年に開館した当施設は、不特定多数の方が交流活動を行うため、日常的に利用していることから、生活関連施設へ指定します。

○生活関連経路の見直し

- ・旧国道26号

生活関連施設の見直しにより、ネットワークを形成する重要な路線となったことから、準生活関連経路から生活関連経路へ見直します。

ただし、大阪府立りんくう翔南高等学校より西側は準生活関連経路のままとします。

○準生活関連経路の見直し

- ・府道鳥取吉見泉佐野線

岡田浦駅方面の生活関連施設へのネットワークがなくなったことや、都市計画道路廃止に伴い道路整備が難しくなったことから、泉南郵便局まで区間を短縮します。

- ・樽井駅前広場

市道認定されたことにより、生活関連施設から準生活関連経路に位置づけを変更します。

- ・市道樽井幼稚園前線

樽井防災コミュニティセンターを生活関連施設に位置付けるため、府道樽井停車場樽井線から樽井防災コミュニティセンターまでの経路である、本路線を準生活関連経路に位置付けます。

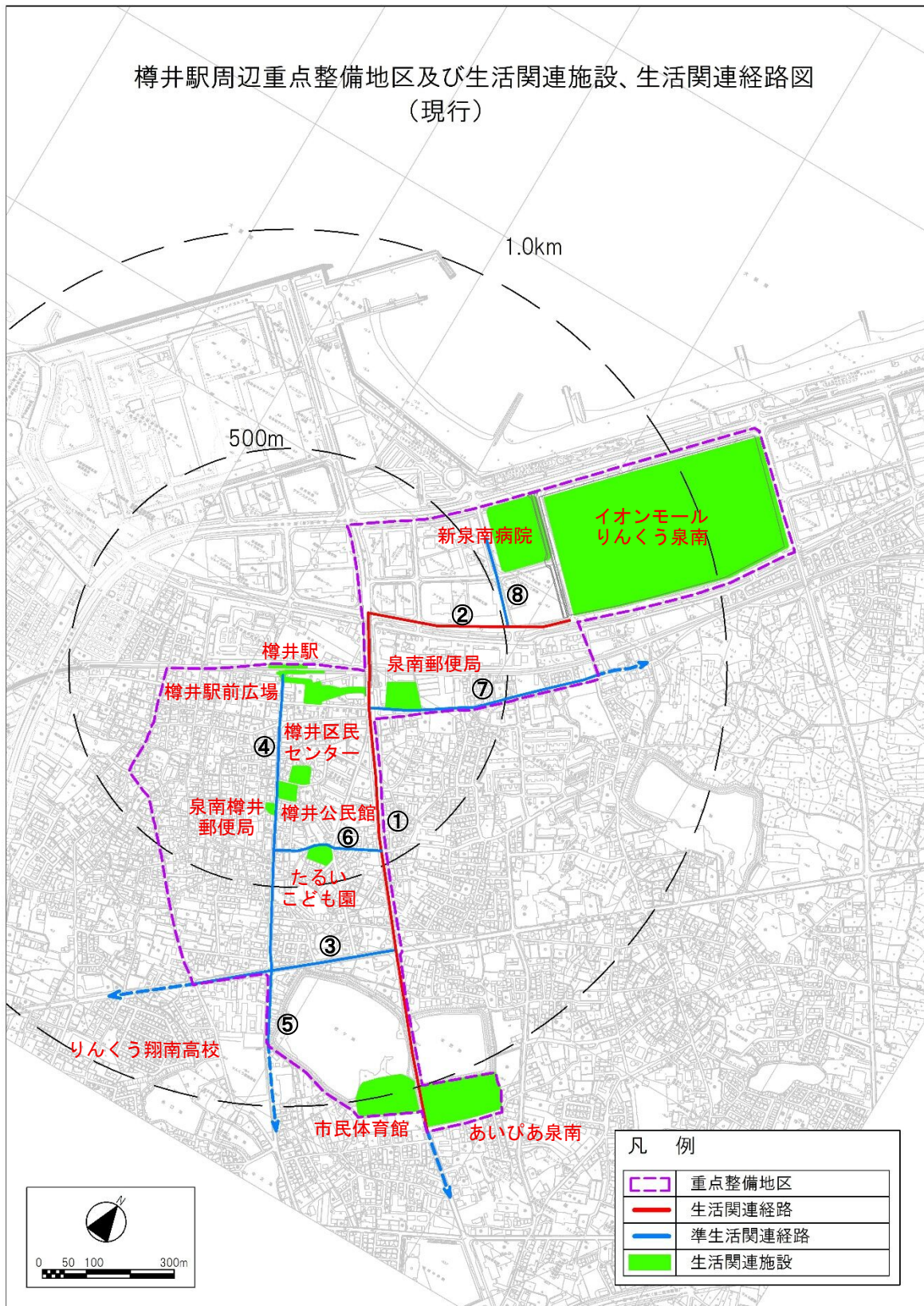


図 4-2 平成 24 年度基本構想

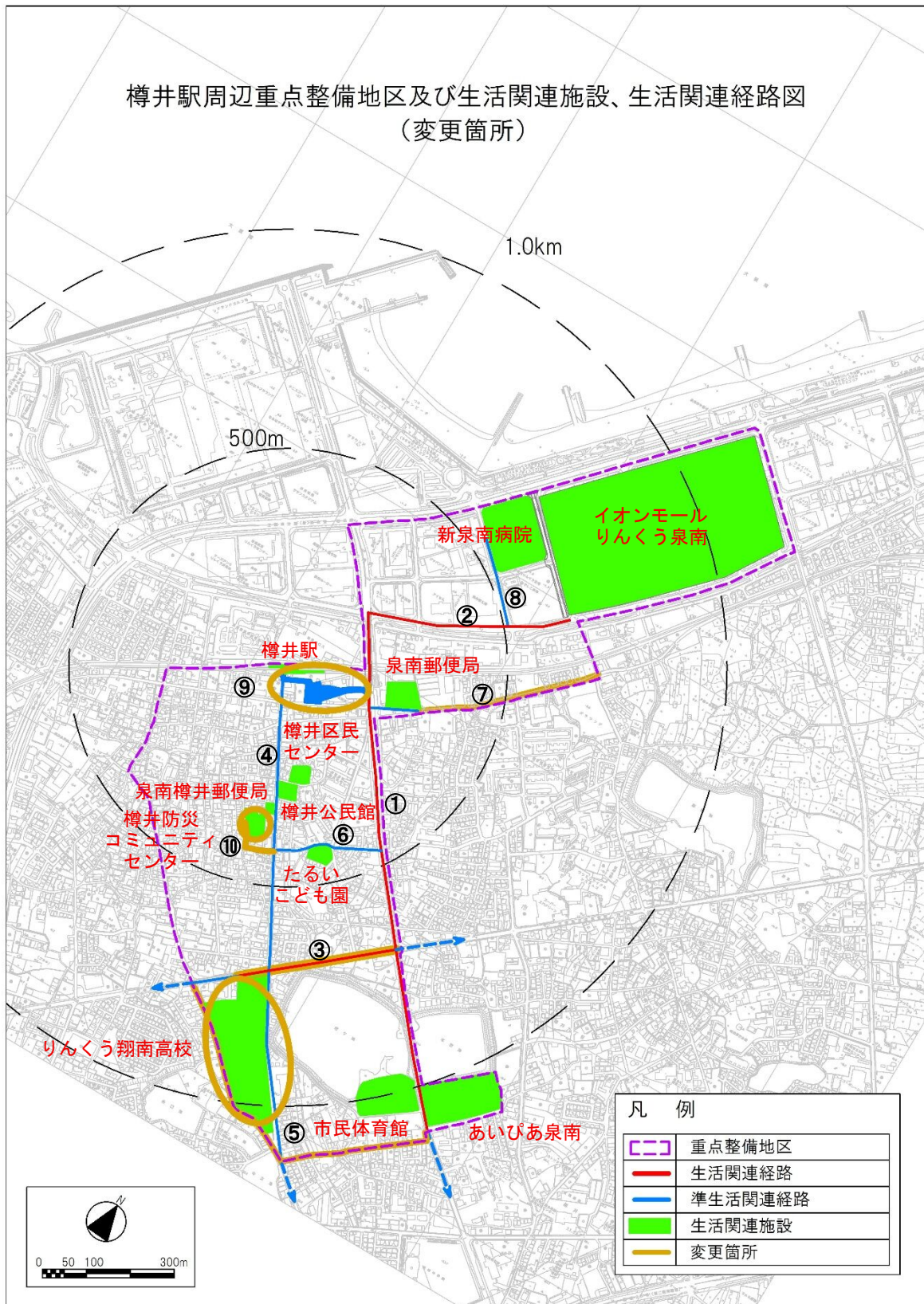


図 4-3 令和 7 年度基本構想改定変更箇所

4-3-1. 重点整備地区の設定

バリアフリー基本構想を策定するにあたり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区として、重点整備地区を設定する必要があります。

バリアフリー法第2条第21号と基本方針三の2において、重点整備地区の要件等は次のように定められています。

- 1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
 - ・ 特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）がおおむね3以上あること
 - ・ 生活関連施設が徒歩圏内にあり、面積約400ha未滿
- 2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
 - ・ バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区
- 3) バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
 - ・ 都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区
（都市機能とは、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会、消費生活の場を提供する、勤労の場を提供する機能などです。）
- 4) 境界の設定等
 - ・ 境界は、字界、道路、河川、鉄道等によって明確に表示し定める

この内容を踏まえ、以下の考え方をもとに重点整備地区の設定を行いました。

(1) 重点整備地区の考え方

- ・ 南海樽井駅を中心とした徒歩圏内（約1km以内）とする。
- ・ 多くの高齢者、障害者等が利用する生活関連施設がある。
- ・ バリアフリー化を重点的、一体的に実施する事が可能である。
- ・ 道路、河川、鉄道などの地形地物を境界とする。

(2) 樽井駅周辺重点整備地区の設定

樽井駅周辺重点整備地区は、多くの高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する「あいびあ泉南」から、消費生活の場を提供する「イオンモールりんくう泉南」までとし、図4-3に示す約94haに設定します。

(3) 樽井駅周辺重点整備地区の見直し

4-2に示す通り、大阪府立りんくう翔南高等学校を生活関連施設に位置付けることに伴い、下図の通りに重点整備地区の見直しを行いました。



図4-4 見直し前の重点整備地区



図4-5 見直し後の重点整備地区

4-3-2. 生活関連施設・生活関連経路の設定

生活関連施設には、多くの高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

また、これら生活関連施設を相互につなぐ経路が生活関連経路となります。

この内容を踏まえ、以下の考え方をもとに生活関連施設及び生活関連経路の設定を行いました。

(1) 生活関連施設の考え方

- ・ 高齢者、障害者等だけでなく、多くの人が利用する施設
- ・ 高齢者、障害者等が常時利用する施設
- ・ 泉南市総合防災マップに記載されている指定避難場所

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、以下のように設定します。

分類	施設名	選定理由
旅客施設	南海樽井駅	多くの人が利用し、当該地区の中心となる施設であるため。
公共施設	樽井公民館 (指定避難場所)	多くの人が利用するとともに、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を与える場であるため。
	樽井区民センター	
	樽井防災 コミュニティセンター (指定避難場所)	
保健・医療・ 福祉施設など	あいぴあ泉南	多くの人が利用するとともに、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を与える場であるため。
	新泉南病院	高齢者、障害者等だけでなく、多くの人が利用する施設であるため。
	たるいこども園	多くの乳幼児づれの方が利用する施設であるため。
公園・運動施設	市民体育館	多くの人が利用するとともに、高齢者、障害者等に交流の機会を与える場であるため。
商業施設 など	イオンモールりんくう泉南	多くの人が利用するとともに、高齢者、障害者等に消費生活の場を提供する施設であるため。
	泉南郵便局	
	泉南樽井郵便局	
教育施設	大阪府立りんくう翔南 高等学校	多くの人が利用するとともに、障害のある生徒が支障なく安心して、学校生活を送ることができる場であるため。

(3) 生活関連経路の考え方

- ・ より多くの人々が利用する経路を選定
- ・ 生活関連施設相互のネットワークを確保する経路を選定

また、現状や経路としての機能及び将来的なまちづくりの動向を踏まえ、生活関連経路を以下の2種類に設定しました。

<p>■生活関連経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連施設の中でも、特に利用者が多い施設をネットワークする経路であり、道路移動等円滑化基準を満足すべき道路 <p>■準生活関連経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連施設をネットワークするための生活関連経路のうち、出来る範囲でのバリアフリー整備を進める道路

■主な道路移動等円滑化基準（歩道・道路）

項目	基準
歩道・幅員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、歩道を設ける。 ・ 歩道幅員は2m以上、又は歩行者交通量が多い場合は3.5m以上。ただし、地形上の条件などやむを得ない場合においては、1.5mまで縮小することができる。 ・ 自転車歩行者道においては、幅員3m以上、又は歩行者交通量が多い場合は4m以上。 <p>※ただし、地形上の条件など歩道設置が困難な道路においては、当分の間、歩道に代えて車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p>
勾配	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等の縦断勾配は、5パーセント（約2.9度）以下とする。（ただし、地形上の条件などやむを得ない場合においては、8パーセント（約4.6度）以下とすることができる。） ・ 歩道等の横断勾配は、1パーセント（約0.6度）以下とする。（ただし、地形上の条件などやむを得ない場合においては、2パーセント（約1.1度）以下とすることができる。）
歩道の高さ	5cmを標準とする。
横断歩道等との段差	2cmを標準とする。
歩道の舗装	雨水を地下に円滑に浸透させる構造とする。

(4) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、以下のように設定します。

■生活関連経路

番号	路線名	管理者	区間
①	市道信達樽井線	泉南市	南海本線跨線橋～あいぴあ泉南
②	市道信達樽井線 市道りんくう南周回線	泉南市	南海本線跨線橋～ イオンモールりんくう泉南
③	旧国道 26 号	大阪府	樽井北交差点～重点整備地区境界 ※一部準生活関連経路を含む

■準生活関連経路

番号	路線名	管理者	区間
④	府道樽井停車場樽井線	大阪府	樽井駅～樽井交差点
⑤	市道府立高校砂川 変電所前線	泉南市	樽井交差点～重点整備地区境界
⑥	市道茅渟神社鳴滝線	泉南市	府道樽井停車場樽井線～ 市道信達樽井線
⑦	府道鳥取吉見泉佐野線	大阪府	樽井駅東交差点～泉南郵便局
⑧	市道りんくう南 10 号線	泉南市	りんくう南周回線～新泉南病院
⑨	市道樽井駅前線	泉南市	樽井駅～市道信達樽井線
⑩	市道樽井幼稚園前線	泉南市	市道茅渟神社鳴滝線～ 樽井防災コミュニティセンター

以上より、樽井駅周辺重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路などを次の図 4-6 のように位置づけます。

樽井駅周辺重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路図
(見直し後)

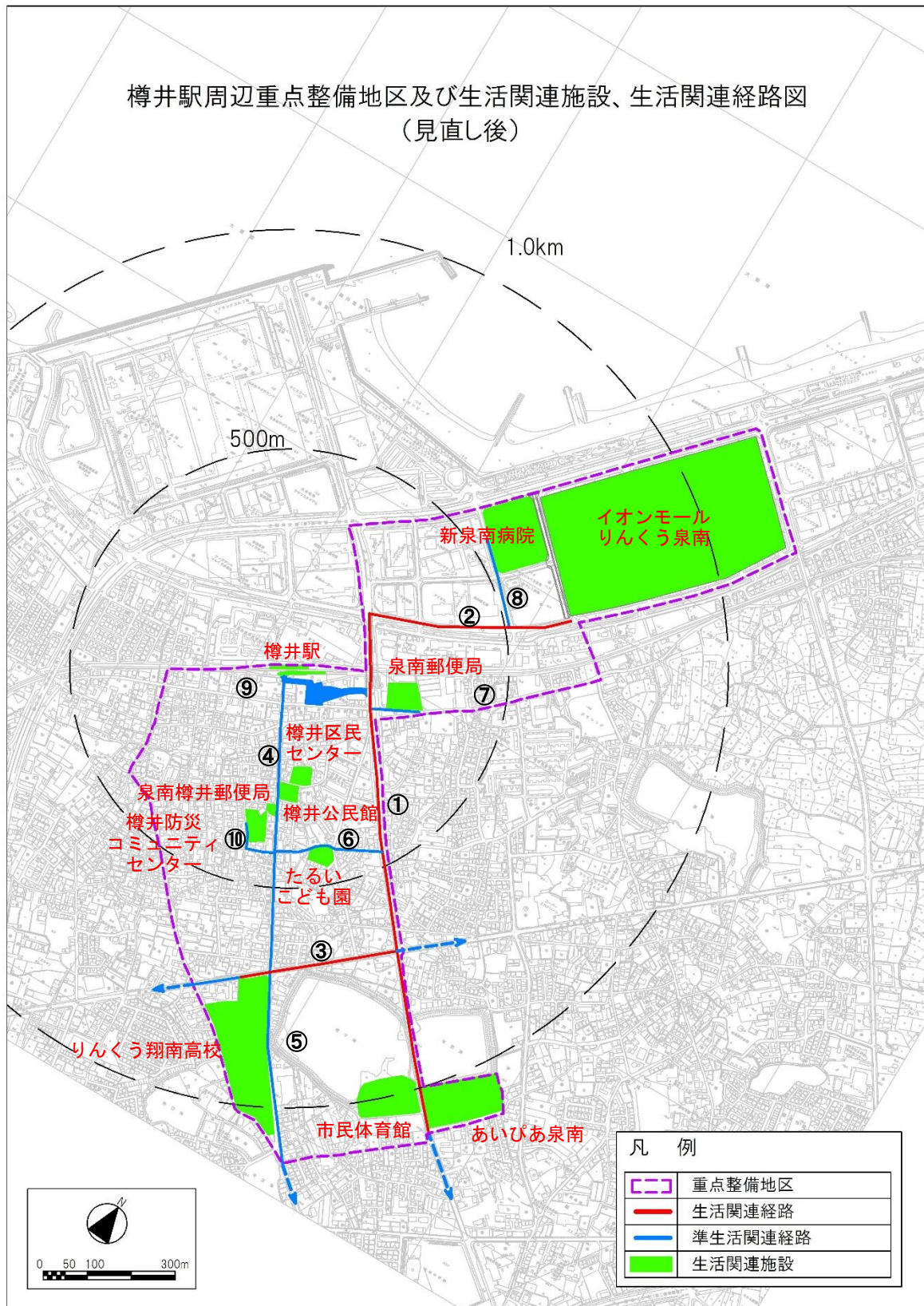


図 4-6 樽井駅周辺重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路

4-4. ヒアリング調査結果

バリアフリー基本構想改定に伴い、当事者の視点で意見をいただき、現実に即したバリアフリー整備を進めるため、下記団体にヒアリング調査を行いました。

- ・ 泉南市身体障害者福祉会（肢体）、（視覚）、（聴覚）
- ・ 泉南のぞみ会
- ・ 泉南市障害者（児）親の会
- ・ 泉南市老人クラブ連合会
- ・ 泉南市婦人団体協議会
- ・ 泉南市社会福祉協議会

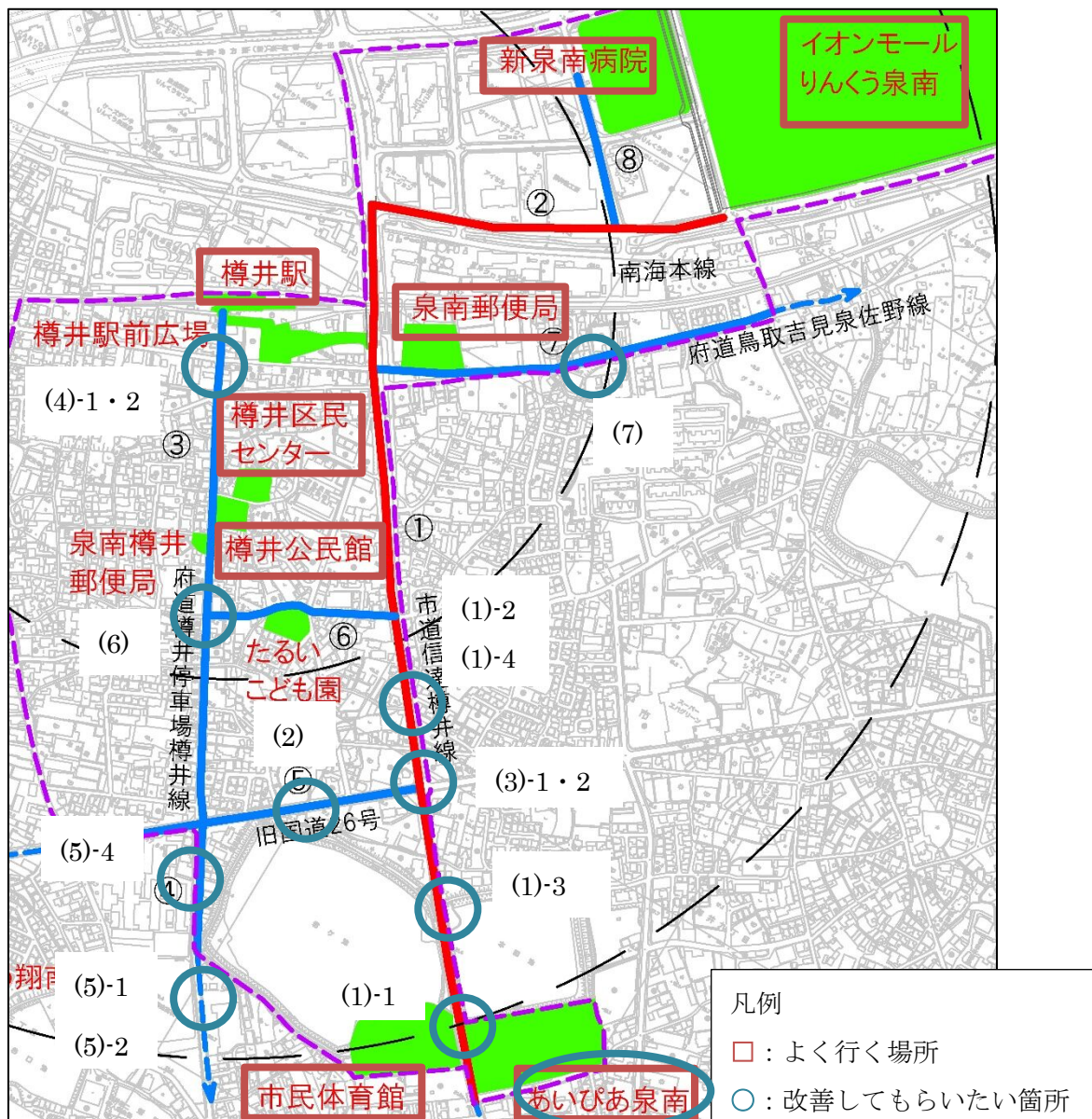


図 4-7 ヒアリング調査結果

	場所	改善してほしい内容
(1)	市道信達樽井線	1. あいびあ泉南から市役所方面に行く車が植木等で見えにくいため、改善してもらいたい。
		2. 歩道に電柱が設置されていたりして狭い箇所があり、車いすで通行できないため、電柱を移設する等して改善してもらいたい。
		3. 歩道が狭くて通行しづらいため、改善してもらいたい。
		4. マウントアップ式の歩道であるため、上り下りがきつく、車いすで通行する際は、車道に出ないといけないため、改善してもらいたい。
(2)	旧国道 26 号	1. 歩道の上下りが多く、車いすで通行しづらい
(3)	樽井北交差点	1. 水路に転落防止柵を設置してもらいたい。
		2. 車いすでは、パン屋の横の歩道が狭く通行できないため、改善してもらいたい。
(4)	府道樽井停車場 樽井線	1. 樽井駅前の電柱を移設してもらいたい。 道幅が狭いため広くしてもらいたい。
		2. 舗装が痛んでいるため、整備してもらいたい。
(5)	市道府立高校 砂川変電所前線	1. ドラッグコスモスの前の歩道が狭いため改善してもらいたい。
		2. 坂道が多いため改善してもらいたい。
		3. 歩道が波打っており、車いすで利用できないため改善してもらいたい。
		4. 水路蓋が歩道となっておりで段差があるため、改善してもらいたい。
(6)	市道茅渟神社 鳴滝線	舗装が痛んでいるため、整備してもらいたい。 府道樽井停車場樽井線に出る箇所の傾斜がきついため、改善してもらいたい。
(7)	府道鳥取吉見 泉佐野線	歩道もなく、道路も狭いため、改善してもらいたい。
(8)	あいびあ泉南	1. 駐車場から玄関までの通路に手摺を設置してもらいたい。
		2. 駐車場に「身障者用」の表示をしてもらいたい。

■心のバリアフリーについて

実施されているか	具体的な推進方策
実施されている	歩道の改修には費用がかかるため、相手を思いやる気持ちの共有化（教育）が必要と思う。
	福祉会の社会見学でボランティアの実施があった。
あまり実施されていない	高齢化社会であり、障害者が増えつつある昨今、一人一人が輝いて生きることを重点に、一歩外に出る、社会参加する、一人でも多くの方がこのような前向きな気持ちになれるよう、交流の機会拡大が大切と思う。
	昨今「日本人ファースト」など差別を助長するような事をよく言われるようになり懸念しており、差別をなくす取り組みが必要と思う。
	中学生に、月 1 回程度、障害者や高齢者のお宅を訪問しボランティア活動を実施する。(以前はこのような取り組みがあった)
	道路の整備・維持管理が必要と思う。
	子供のころから、障害に対する教育が必要と思う。
実施されていない	全ての人余裕を持って歩ける広い道があれば、心のバリアフリーも推進される。

■その他の意見

- ・身体障害者用駐車場の利用方法の周知をするべきだと思う。
- ・新型コロナウイルス流行前に実施していた、障害者デイサービス（地域活動）を再開してもらいたい。
- ・市職員や事業者等へのバリアフリー教育を実施すべきだと思う。
- ・文化ホールでの催しがあったとしても、車に乗れないと行くことができない。
- ・樽井老人集会場にエレベーターを設置してほしい。
- ・電柱があって狭くなっていたりデコボコだったり、その上草もいっぱい、とても歩きづらいため、車椅子やベビーカーでの移動は、途中で車道へ移ったりしないと進めません。歩道と車道の段差が大きくて、とても困った時もありました。
- ・高齢者にも障害者にもやさしい街にしてもらいたい。

樽井地区 A ルート調査結果

<ルート>

樽井公民館～樽井区民センター～府道樽井停車場
樽井線～樽井駅・駅前広場～市道信達樽井線～市
道茅渟神社鳴滝線～樽井公民館

■樽井駅

- ・券売機には点字ブロックがあり視覚障害者の方への対応ができています。
- ・自動改札機に車いす対応の広さの改札が一機ある。
- ・樽井駅は駅員さんが在中しており、声掛けをしてくれる。
- ・ICカードで便利になった。
- ・樽井駅の券売機の位置が高すぎて、車いす利用者の利用が難しい

■①市道信達樽井線

(樽井駅前広場～市道茅渟神社鳴滝線)

- ・橋の手前の点字ブロックが橋側に近く歩道から分からない。
- ・道がガタガタ。
- ・雑草が多い。
- ・樽井駅東交差点の信号が変わるのが早く、渡り終わらない。
- ・屋根、ベンチ、グレーチング、照明がない。(バス停)
- ・歩道の真ん中に電柱がある。
- ・側溝にフタがない。
- ・歩道がせまい
- ・溝が深く、落ちたら危ない所がある。
- ・草花植えているが道にはみでている。
- ・空地沿いに道路と高低差がある箇所に、転落防止柵がなく夜になると見えない。

■③府道樽井停車場樽井線

(樽井駅～市道茅渟神社鳴滝線)

- ・樽井駅前を一方通行にしてほしい。
- ・大型車の通行止めをしてほしい。
- ・車・単車が歩道にはみ出している。
- ・歩道が狭い、路側線はあるが歩けない。
- ・店屋の品(花)が道路(歩道)にはみ出している。
- ・樽井駅前交差点の柱が危ない。
- ・横断歩道があっても、その先に歩道がない(細い)。
- ・歩道へ車庫から車のはみ出していた(違法駐車)。
- ・側溝に雑草が生えていて、溝に気付かない。
- ・府道沿いのコンクリートが崩れて小さい塊があり危ない。

■⑥市道茅渟神社鳴滝線

- ・道路が狭い、車が来た時非常に危ない。
- ・樽井こども園の前に信号がない。
- ・対面通行で道がせまく、危ない。
- ・交通規制がかかっているが守られていない。
- ・グレーチングが道路と交差しており、車いすのキャスターがはまるため、目の細かいものにしてほしい。
- ・グレーチングがほしい。

■樽井公民館

- ・3階トイレのスイッチが上過ぎる。
- ・トイレ案内音声がない。
- ・洋式トイレが車いす用にしかない。

■樽井区民センター

- ・エレベーターを設置して欲しい。
- ・トイレの音声案内がない。
- ・樽井区民センターの裏口に段差がある。二方向避難時に車いす、ベビーカーが通れない。

■共通

- ・点字ブロックよりエスコートゾーンの方が歩きやすい。
- ・全ての歩道をきれいにする。歩きやすくするため、でこぼこを直してほしい。
- ・傾斜がとても怖い。
- ・道路舗装が割れていて怖く感じる。
- ・点字ブロックはすべる。
- ・コミュニティバス、混雑していて座れない。

※青字は、評価が高かったものを表しています。

■樽井区民センター

エレベーターがない 音声トイレがない

■信達樽井線

雑草が多い

歩道が狭い

道がガタガタ
側溝にフタがない
溝が深く落ちたら危ないところがある

■樽井公民館

トイレの音声案内なし
様式トイレが車いす用しかない

■樽井停車場線

歩道が狭い

店の品が歩道にはみ出している

雑草が生えていて溝に気づかない

■茅渟神社鳴滝線

対面通行で道が狭くあぶない

グレーチングが道路と交差
車いすの車輪が挟まる
目の細かいものに

樽井地区Bルート調査結果

<ルート>

樽井公民館～市道茅渟神社鳴滝線～市道信達樽井線
～旧国道 26 号～府道樽井停車場樽井線～樽井防災コ
ミュニティセンター～樽井公民館

■①市道信達樽井線

(市道茅渟神社鳴滝線～旧国道 26 号)

- ・点字ブロックがない。
- ・電柱がジャマで通行しにくい。
- ・歩道に段差があり、ベビーカーが通行できない。

■③府道樽井停車場樽井線

(市道茅渟神社鳴滝線～旧国道 26 号)

- ・道路がボコボコで穴が何か所かあった。
- ・駐車してる車で見通しが悪い。
- ・歩道の真ん中に電柱がある(幅 40 cmほど)。
- ・割れたコーンの残りや破片がある。

■樽井北交差点

- ・パン屋さんの柵が壊れている。
- ・シアンパン屋さん歩道の柵が錆びている。
- ・歩道が狭い。
- ・押し車は古い点字ブロックの上を通行しにくい。
- ・溝に足がとられそうなどところがある。
⇒鉄板を敷く方がよい。
- ・電柱付近の狭い歩道がデコボコで通行しにくい。
- ・電柱が歩道の中心にあり、雑草が生えているため車いすが通りにくい。

■⑤旧国道 26 号

- ・歩道の電柱部分に雑草が多い。
- ・車道から歩道に上がるときに段差がある。
- ・道の舗装がガタガタで通行しづらい。
- ・歩道が狭く、かつ斜めになっている。
- ・アスファルトでない箇所では、ベビーカーが通行しにくい。

■⑥市道茅渟神社鳴滝線

- ・道がいたんでおりガタガタのため、車いすでの移動が難しい。
- ・グレーチングが多く危ない。
- ・田畑と道路の境に転落防止柵がないため、夜間危ない。
- ・道の端の溝(→夜危ない)
- ・樽井こども園前にガードレールがほしい。
- ・溝の家側に柵がなくて危ない。
- ・溝にふたがないので危ない。
- ・道路に直交する溝のふた(グレーチング)の網目が粗い(車いすの車輪が引っかかる)

■樽井公民館

- ・公民館と道路の間に段差があつて危ない。

■共通

- ・アスファルトの表面が劣化してガタガタで、ベビーカーが通行しにくい。
- ・歩道は少しの段差でベビーカーが通行しにくい。

B班

■茅渟神社鳴滝線



水路のフタがない



田畑と道路の境に柵
などが無い

■信達樽井線



電柱が邪魔で通行しに
くい



歩道に段差がありベビーカ
ーが通行できない

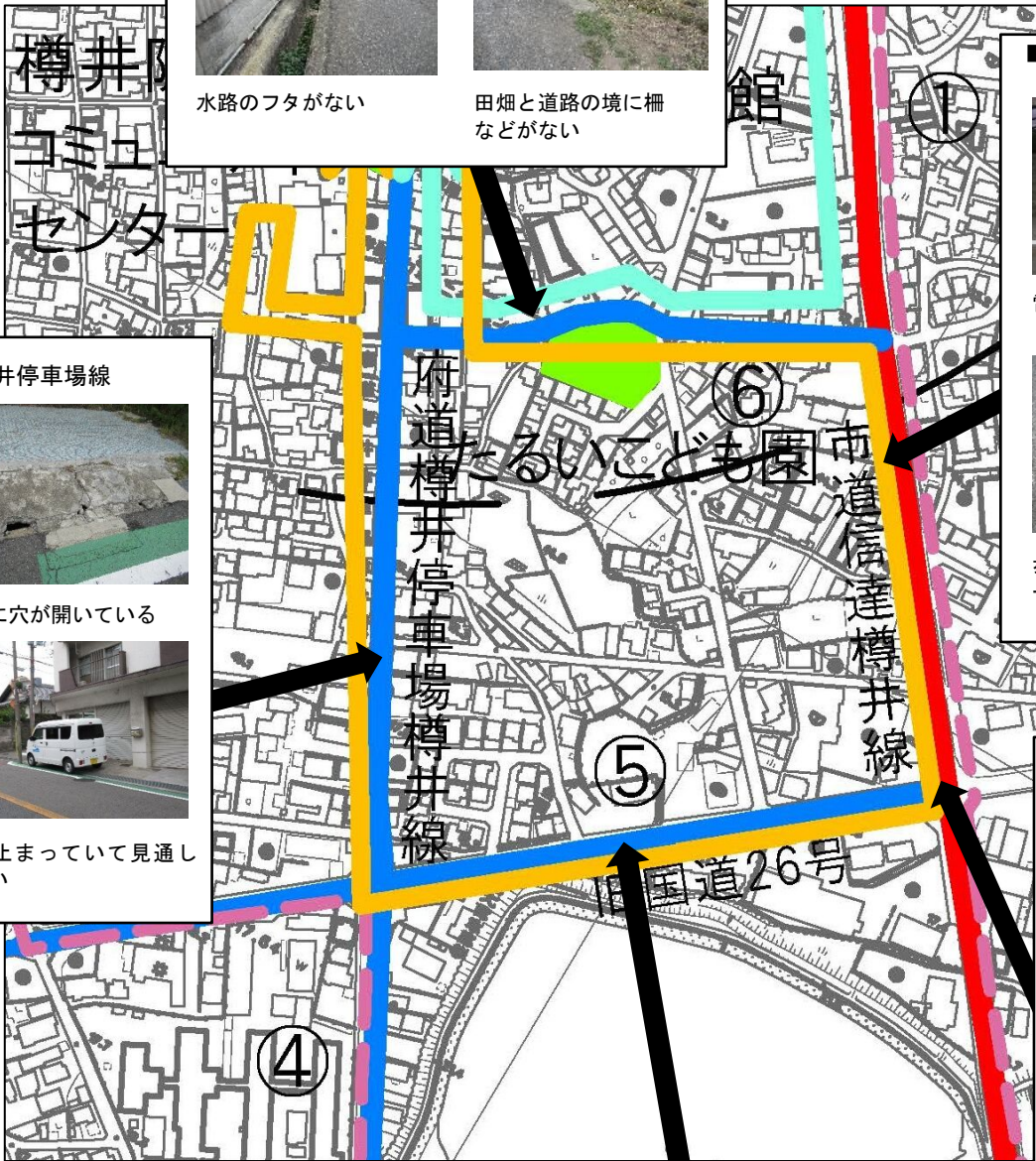
■樽井北交差点



パン屋横の歩道の柵がさび
て危険



電柱が歩道の中心にあり
雑草が生えていて通りに
くい



■樽井停車場線

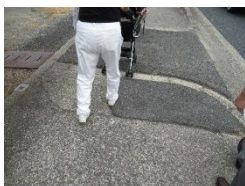


道路に穴が開いている



車が止まっていて見通し
が悪い

■旧国道26号



舗装がガタガタ



歩道と道路面との段差が
きつすぎる



アスファルト舗装がない
のでベビーカーが通行し
にくい

4-6. 生活関連施設、生活関連経路の問題点や課題

現状、タウンウォッチング、アンケート調査の結果を踏まえ、重点整備地区の生活関連施設及び生活関連経路についての問題点や課題の整理を行いました。

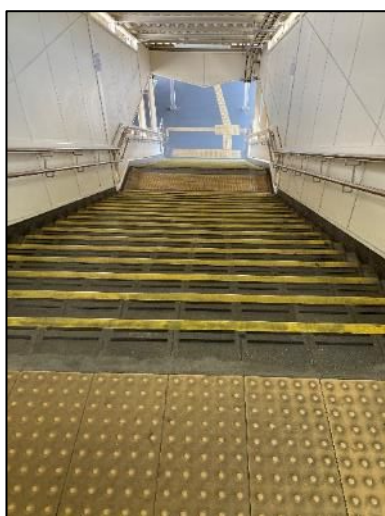
主な問題点や課題は以下ようになります。

(1) 生活関連施設

1) 旅客施設など

1. 樽井駅

箇所	問題点や課題
階段・通路 (上りホームと下りホームの移動)	・階段の上り、下りの区別がない。
待合室	・下りホームに待合室がない。
改札・券売機	・列車の案内表示がない。



樽井駅の階段



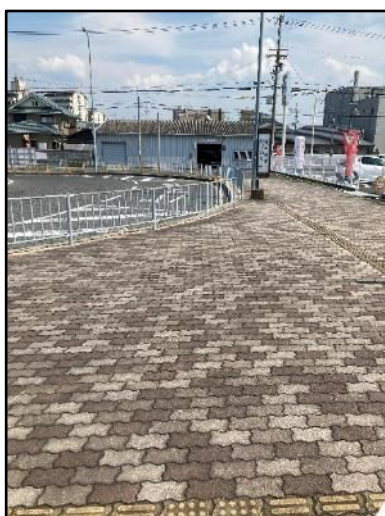
改札口

2. バス

箇所	問題点や課題
バス車両	改善済み

3. 駅前広場周辺（経路⑨）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックが分かりにくい。
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場に段差がある。 ・ 駐輪場が遠く、場所がわかりづらい。 ・ 屋根がない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺施設を案内する情報提供板がない。



旧タイプの誘導用ブロック



旧タイプの誘導用ブロック

2) その他主な生活関連施設

■主な建築物特定施設のバリアフリー化状況

施設名	バリアフリー経路			トイレ (身体障害者用)	駐車場 (身体障害者用)
	出入口 (段差解消)	案内設備 (点字案内・視覚障害者 誘導用ブロックの設置)	エレベ ーター		
樽井駅	○	○	○	○	—
樽井公民館	○	○	○	△ 男性用トイレ(小便 器)に手摺り無し	○
樽井区民センター	△ 裏口に段差 あり	×	×	○	○
樽井防災コミュニ ティセンター	×	×	×	○	○
あいぴあ泉南	○	○	○	○	○
市民体育館	×	△ 施設内無し	×	○	○
新泉南病院	○	○	○	○	○
たるいこども園	○	×	×	×	—
イオンモールりんくう泉南	○	○	○	○	○
泉南郵便局	○	○	平屋	○	○
泉南樽井郵便局	○	○	平屋	○	○
大阪府立りんくう 翔南高等学校	○	○	○	○	○

箇所	問題点や課題
樽井公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレに手すりがない。 ・トイレの案内音声がない。
樽井区民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の移動が大変である。(エレベーターがない) ・裏口に段差があり危ない。 ・トイレの案内音声がない。 ・視覚障害者誘導用ブロックがない。
市民体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内に誘導用ブロックがない。 ・エレベーターがない。

(2) 生活関連経路、準生活関連経路など

経路①-1 市道信達樽井線（南海本線跨線橋～樽井北交差点）

箇所	問題点や課題
歩道	<p>【歩道改良済み区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車の区分が分かりにくい。 ・高低差がある箇所に転落防止柵がない。 ・雑草が多い。 ・青信号の点灯時間が短い。 <p>【歩道未改良区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道幅員が狭い。 ・歩道が乗入箇所でデコボコしており歩きづらい。 ・歩道の段差が高い所があり、車椅子は通行出来ない。 ・歩道の真ん中に電柱がある。 ・民地との高低差が大きい区間に転落防止柵が設置されておらず危険である。 ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 ・側溝に蓋掛けされておらず危険である。
樽井北交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックがはがれかけている。 ・歩道がデコボコしており歩きづらい。 ・横断防止柵が錆びていて危険である。 ・電柱が歩道の真ん中にあり、通行しづらい。
マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道拡幅済みの歩道内に路上駐車がある。 ・歩道上を自転車がスピードを出しており危険である。



【歩道改良済み区間】雑草



【歩道未改良区間】歩道が狭い



【歩道未改良区間】転落防止柵がない



【歩道未改良区間】側溝蓋がない

経路①-2 市道信達樽井線（樽井北交差点～あいぴあ泉南）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道幅員が狭い。 ・ 歩道が乗入箇所でデコボコしており歩きづらい。 ・ 歩道の段差が高い所があり、車椅子は通行出来ない。 ・ 歩道の半分が側溝蓋で穴やデコボコがあり歩きにくい。 ・ 車いすやベビーカーの移動が難しい。 ・ 歩道が斜めになっている区間がある。 ・ 民地との高低差が大きい区間に転落防止柵が設置されておらず危険である。 ・ 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 ・ 歩道に雑草が生えていて、通行の邪魔になっている。



歩道が狭い



誘導用ブロックが設置されていない

経路② 市道信達樽井線、市道りんくう南周回線
 (南海本線跨線橋～イオンモールりんくう泉南)

箇所	問題点や課題
跨線橋 (歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長いスロープが続くので移動が大変である。 ・跨線橋反対側の案内がなく、跨線橋の先にどのような施設があるのかがわからない。
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの色が分かりづらい。 ・案内が少ない。
交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点に横断歩道が設置されていない所がある。



南海跨線橋のスロープ



横断歩道が設置されていない箇所

経路③ 旧国道 26 号（主要地方道泉佐野岩出線）（樽井交差点～重点整備地区境界）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が乗入箇所でデコボコしており歩きづらい。 ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 ・歩道が狭い。 ・歩道と車道の段差がきつい。 ・コンクリート舗装は、ベビーカーが通行しづらい。 ・側溝蓋の網目が粗い。 ・歩道に雑草が生えていて、通行の邪魔になっている。
マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上を自転車がスピードを出しており危険である。



舗装がデコボコ



歩道と車道の段差



アスファルト舗装

経路④ 府道樽井停車場樽井線（樽井駅～樽井交差点）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装がはがれている所やデコボコしている所があり歩きづらい。雨の日には水溜まりができる。 ・樽井駅前交差点に、柱が設置されており、危険である。 ・歩道が狭い。 ・歩道に店の品物が置かれており、通行の邪魔になっている。 ・歩道に電柱が設置されており危険である。 ・歩道に割れたコーンの残りがり、危険である。
マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間（路側帯）に、路上駐車や店舗の看板、植栽などがあり通行出来ない場合がある。 ・自転車がスピードを出しており危険である。 ・学生が通学時道路一杯に歩いており、通行しづらくなっている時がある。 ・路上駐車している車があり、危険である。



歩道が狭い



支障物



支障物



路上駐車

経路⑤ 市道府立高校砂川変電所前線（樽井交差点～りんくう翔南高校）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道幅員が狭い。 ・歩道が乗入箇所でデコボコしており歩きづらい。 ・歩道の段差が高い所があり、車椅子は通行出来ない。 ・歩道のグレーチング蓋がすべりやすい。 ・歩道の真ん中に、道路標識や車止めがあり通行しづらい。



歩道の車止めが障害となっている



舗装が狭い

経路⑥ 市道茅渟神社鳴滝線（府道樽井停車場樽井線～市道信達樽井線）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者自転車専用（7：30～9：00，11：30～12：00）規制がかけられている時間帯に車が通行している。 ・グレーチングの網目が粗く、道路に直行したものであるため、車いすの車輪が引っかかる。 ・道路の舗装が痛んでいる。 ・水路に蓋がない。 ・高低差がある箇所に転落防止柵がない。



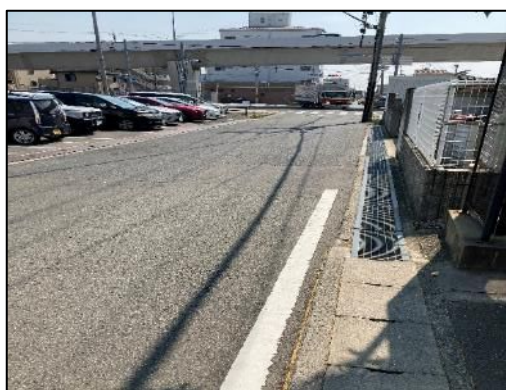
グレーチングの網目が粗い



水路に蓋がない

経路⑦ 府道鳥取吉見泉佐野線（樽井駅東交差点～泉南郵便局）

箇所	問題点や課題
歩道	<p>【歩道がある区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路の市道信達樽井線から生活関連施設の泉南郵便局まで歩道がとぎれている。（郵便局前には歩道有り） 照明が少なく夜道が暗い。



歩道が未整備



泉南郵便局前は歩道が整備されている

経路⑧ 市道りんくう南 10 号線（市道りんくう南周回線～新泉南病院）

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックが病院まで連続して設置されていない。



誘導用ブロックの連続性がない

経路⑩ 市道樽井幼稚園前線

(市道茅渟神社鳴滝線～樽井防災コミュニティセンター)

箇所	問題点や課題
歩道	<ul style="list-style-type: none">・グレーチングの網目が粗く、道路に直行したものであるため、車いすの車輪が引っかかる。・歩行者空間（路側線等）がない。



グレーチングの網目が粗い



歩行者空間（路側線等）がない

5. 整備方針及び整備内容

5-1. 整備方針

バリアフリー化を実現する整備は、施設の新設や改善などを図るハード面での整備と、情報の提供や広報活動などによるソフト面での施策があります。これらを組み合わせる事で、バリアフリー化の具体化を進めることができます。

また、ハード面での整備には、「特定事業」と「その他の事業」があります。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき事業者には、特定事業計画の策定とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業計画は事業者毎に、基本構想作成後概ね1年以内に作成することが望ましいと考えられています。

■ハード面での整備

《特定事業》

特定事業とは、生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するためのものです。特定事業の内容は次のように定められています。

○公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両のバリアフリー化（低床化など）

○道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道・案内標識など）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道拡幅、路面構造の改善など）

○路外駐車場特定事業

- ・ 駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

○都市公園特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、ベンチなど）の整備

○建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物のうちバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（エレベーター、トイレなど）の整備

○交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化に必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路における違法駐車行為の防止

《その他事業》

その他事業とは、生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化のうち、特定事業に該当しないものであり、以下のような事業が考えられます。

- 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備
- 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備
- サイン、点字・音声案内版の充実
- その他

組み合わせ

■ソフト面での施策

高齢者・障害者等の移動円滑化を実現するためには、ソフト面での施策展開が必要です。特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」の推進が大変重要です。

ソフト面での対策は、以下のような取組みが考えられます。

- バリアフリー化についての、広報や啓発
- 学校や市民に対する「心のバリアフリー」などについての教育
- NPOやボランティア活動など市民活動への支援
- バリアフリーに関する情報提供
 - ・特定事業などに関する情報の開示
 - ・バリアフリーマップの作成
- その他

整備が概ね完了となる目標時期は、課題の緊急性や現地の状況、経済状況などを考慮し以下のように設定しました。

目標年次	短期目標	中期目標	長期目標
令和17年度 (2035年度)	令和8年度 ～令和10年度 (2028年度)	令和8年度 ～令和12年度 (2030年度)	令和8年度 ～令和17年度 (2035年度)

(1) 生活関連施設の整備計画

1. 南海樽井駅（公共交通特定事業など）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
改札口 及び 券売機	移動円滑化 及び 利用円滑化	特 車いす対応の 券売機導入	南海	設置済み	—	—	—	
		他 車いす対応の幅広 自動改札機の改善	南海	設置済み	—	—	—	
		特 視覚障害者誘導用 ブロックの改修(JIS)	南海	整備済み	—	—	—	
	情報の充実	他 情報提供装置導入	南海	未整備		○		優先整備に努める
		特 構内触知図案内板	南海	設置済み	—	—	—	
階段及び 通路	移動円滑化 及び 利用円滑化	特 スロープの改修 (明示・手すり新設)	南海	整備済み	—	—	—	
		特 エレベーター設置	南海	設置済み	—	—	—	
		特 階段の手すりの改修	南海	整備済み	—	—	—	
		特 階段の端部の標示	南海	整備済み	—	—	—	
	情報の充実	他 通行方向の明示	南海	検討中			○	利用動向経過観察
		他 音による誘導	南海	整備済み	—	—	—	
ホーム	移動円滑化	特 ホームの嵩上げ	南海	整備済み	—	—	—	
	安全性向上	特 縁端警告用ブロック の内方線追加(JIS)	南海	整備済み	—	—	—	
		他 非常ボタンの設置	南海	設置済み	—	—	—	
	情報の充実	他 案内表示の充実	南海	整備済み	—	—	—	
トイレ	機能の充実	特 オストメイト対応	南海	整備済み	—	—	—	
	情報の充実	特 点字案内版の設置	南海	設置済み	—	—	—	
	利便性向上	他 洋式便座の設置	南海	整備済み	—	—	—	
待合室	休憩施設の充実	他 下りホーム待合室の 新設	南海	検討中			○	利用動向経過観察
案内機能 の向上	情報の充実	ソ 音声・貼り紙等による 緊急時の情報提供	南海	—	(継続) →			
	安全性向上	ソ 緊急時の駅員等による 誘導	南海	—	(継続) →			
	利用円滑化	特 筆談具の設置・表示	南海	設置済み	—	—	—	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「→」：継続目標

2. バス（公共交通特定事業）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
バス車輛	利用の円滑化	特 樽井岩出線を全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	和歌山バス那賀	対応済み	—	—	—	
		特 コミュニティバスを全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	南海ウイングバス泉南市	対応済み	—	—	—	
バス停	情報の充実	ソ 時刻表、行き先案内版の改善に努める。	南海ウイングバス泉南市	設置済み	—	—	—	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み

3. 建築物特定事業

あいびあ泉南

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
施設全体	移動の円滑化	特 視覚障害者誘導用ブロックの整備(JIS)	泉南市	整備済み	—	—	—	
	情報の充実	他 情報提供装置の導入	泉南市	設置済み	—	—	—	
	安全性向上	ソ 緊急時の職員等による誘導	泉南市	対応済み	—	—	—	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み

◎その他の生活関連施設

施設名		バリアフリー整備状況	整備内容	実施状況
樽井公民館	公共施設	・トイレ整備、 トイレ案内音声	・出入口となるエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの整備	整備済み
			・館内案内サインへの点字版の設置	設置済み
			・男子トイレ小便器への手摺りの設置	未整備
			・トイレ案内音声の設置	未整備
			・障害者用駐車場の設置	設置済み
樽井区民センター	公共施設	・トイレ案内音声、裏口の段差（公共施設は1階のみ）	・古い施設ですが、可能な限り、バリアフリー化を進めます。	一部未整備
			・トイレ案内音声の設置 ・裏口の段差解消	未整備
市民体育館	公共施設	・自動ドア、車椅子対応トイレ、誘導ブロック等	・建築物特定施設のバリアフリー化を優先的に進めます。	一部未整備
大阪府立りんくう翔南高等学校	公共施設	・整備済み	—	整備済み
樽井防災コミュニティセンター	公共施設	・入口、施設内の段差	・可能な限り、バリアフリー化を進めます。	未整備
新泉南病院	公的施設	・整備済み	—	整備済み
たるいこども園	民間施設	・出入りロスロープ有、職員により手助け可能	・職員による手助けで対応していただきます。	対応済み
イオンモールりんくう泉南	民間施設	・整備済み	—	整備済み
泉南郵便局	民間施設	・整備済み	・職員による手助けで対応していただきます。	整備済み
泉南樽井郵便局	民間施設	・おおむね整備済み	・職員による手助けで対応していただきます。	整備済み

*大阪府福祉のまちづくり条例に則した施設の改善を図りバリアフリー化を促進するよう協力を求めています。

(2) 生活関連経路・準生活関連経路の整備計画

①-1 市道信達樽井線（南海本線跨線橋～樽井北交差点：約650m）（生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特 歩道の拡幅整備 (未整備区間)	泉南市	順次整備中	事業中			都市計画事業
		特 視覚障害者誘導用 ブロックの増設	泉南市	一部整備済み				
		他 転落防止柵の設置	泉南市	一部整備済み				高低差のある箇所
		特 舗装面、段差の改善	泉南市	順次整備中				
		特 側溝蓋の改善	泉南市	整備予定				
		他 歩行者と自転車の 通行区分の明示	泉南市	整備予定				
		他 照明灯の増設	泉南市	一部整備済み				
		他 青信号の点灯時間の 改善	公安委員会	整備手続き中				○
		特 駐車禁止の啓発等	公安委員会	—			(継続)	→
		特 自転車の安全運転の 啓発等	公安委員会	—			(継続)	→
	ソ 通行を阻害するもの の撤去・移設	泉南市 沿道関係者	—		(継続)	→	雑草	
	急勾配への対応	他 ベンチの設置	泉南市	未整備	○			拡幅完了箇所から
		他 助合いサイン等の 設置	泉南市	検討中	○			拡幅完了箇所から
		ソ 高齢者や車いす等 への積極的な手助け	市民	—		(継続)	→	
樽井北交 差点	安全な通行	他 交差点改良	大阪府 泉南市	整備予定		○		
		特 視覚障害者誘導用 ブロックの整備	泉南市	一部整備済み		○		
		特 舗装面の改善	泉南市	—		(継続)	→	
		他 安全な歩道空間の 確保 ・横断防止柵の撤去 ・転落防止柵の設置	泉南市	順次整備中	○			
		特 音声案内式信号の 設置	公安委員会	設置済み	—	—	—	優先対応に努める

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「→」：継続目標

①-2 市道信達樽井線（樽井北交差点～あいびあ泉南：約400m）（生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考	
					短期	中期	長期		
歩道	幅の広い歩行空間の確保	他	歩道の拡幅整備 (歩道幅員5.5m)	泉南市	順次整備中			○	都市計画事業
		特	舗装面、段差の改善	泉南市	—	(継続) →			
	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特	側溝蓋等の改善	泉南市	設置済み	—	—	—	
		特	視覚障害者誘導用ブロックの整備	泉南市	未整備	連続設置について検討する。			拡幅時は連続設置
		他	転落防止柵の設置	泉南市	未整備		○		
		他	歩道の除草	泉南市	順次整備中	(継続) →			
あいびあ泉南前横断歩道	安全な通行	特	音声案内式信号設置	公安委員会	設置済み	—	—	—	利用状況経過観察

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「→」：継続目標

② 市道信達樽井線、市道りんくう南周回線

(南海本線跨線橋～イオンモールりんくう泉南：約600m) (生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考	
					短期	中期	長期		
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特	視覚障害者誘導用ブロックの改善	泉南市	設置済み	—	—	—	
		他	照明灯の増設	泉南市	一部設置済み	優先順位を決めて対応			
歩道橋	円滑な通行	他	助合いサイン等の設置	泉南市	検討中	○			
		ソ	高齢者や車いす等への積極的な手助け	市民	—	(継続) →			
樽井駅北交差点	安全な通行及び円滑な通行	×	横断歩道の追加設置	公安委員会	未整備	安全上設置不可能			高架橋と交差点の位置関係
		特	音声案内式信号の設置	公安委員会	未整備			○	利用状況経過観察

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「→」：継続目標

③ 旧国道 26 号（主要地方道泉佐野岩出線）

（樽井北交差点～大阪府立りんくう翔南高等学校正門前：約 360m）（生活関連経路）

（大阪府立りんくう翔南高等学校正門前～重点整備地区界：約 110m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特 舗装面、段差の改善	大阪府	未整備	○			
		特 側溝蓋等の改善	大阪府	未整備	○			
		特 視覚障害者誘導用ブロックの改修	大阪府	未整備	○			
		他 歩道の除草	大阪府	—				(継続)
		特 自転車の安全運転の啓発等	公安委員会	—				(継続)

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「○」：目標時期 「➡」：継続目標

④府道樽井停車場樽井線（樽井駅～樽井交差点：約670m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考	
					短期	中期	長期		
道路	道路空間の再配分	ソ 歩行者空間の検討	大阪府 泉南市 沿道 関係者	検討中			○	まちづくりに併せて整備検討	
	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 道路の改善 (舗装面、段差等)	大阪府	—	(継続)	▶			改善可能箇所について順次実施
		他 歩行者空間の確保 (側溝蓋等の改善、 路肩のカラー舗装や 舗装材の変更)	大阪府	整備済み	—	—	—		
		他 車両の速度を減速 させるしかけ (路面標示等)	大阪府	整備済み	—	—	—		路肩のカラー舗装で減速効果が出ている。
		他 歩道の支障物の撤去・移設	大阪府 沿道 関係者	未整備	○				ポールや植込み
		特 路上駐車禁止の啓発	公安 委員会	—	(継続)	▶			
		特 自転車の安全運転の啓発等	公安 委員会	—	(継続)	▶			
		ソ 高校生の登下校指導	高校	—	(継続)	▶			
	急勾配への対応	他 助合いサインの設置	泉南市	未整備	○				
		ソ 高齢者や車いす等への積極的な手助け	市民	—	(継続)	▶			
樽井交差点	安全な通行	他 視覚障害者誘導用ブロックの整備	大阪府	整備済み	—	—	—		

樽井駅前道路	その他	他 一方通行化への検討	大阪府 泉南市 公安 委員会 沿道 関係者	未整備			○	
--------	-----	-------------	--------------------------------------	-----	--	--	---	--

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「▶」：継続目標

⑤ 市道府立高校砂川変電所前線

(樽井交差点～りんくう翔南高校：約170m) (準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面、段差の改善	泉南市	—	→			
		他 側溝蓋等の改善	泉南市	必要に応じて対応		○		
		他 電柱・標識・車止め等の移設	占有者 泉南市	検討中		○		

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「○」：目標時期 「→」：継続目標

⑥ 市道茅渟神社鳴滝線

(府道樽井停車場樽井線～市道信達樽井線：約250m) (準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面等の改善	泉南市	一部実施予定	○			
		他 側溝蓋等の改善		一部実施予定		○		
		他 歩行者の安全確保 (路側線の改修等)	泉南市	検討中	○			
		他 転落防止柵の設置	泉南市	検討中			○	
		他 照明灯の増設	泉南市	設置済み	—	—	—	
		ソ 規制時間を守る	市民	—		→		

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期 「→」：継続目標

⑦ 府道鳥取吉見泉佐野線 (樽井駅東交差点～泉南郵便局：約110m)

(準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 歩道未整備区間の歩行者空間の確保	大阪府	未整備			○	
		他 路側線の改修	大阪府	一部未整備	○			

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「○」：目標時期

⑧ 市道りんくう南10号線

(市道りんくう南周回線～新泉南病院：約200m) (準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 視覚障害者誘導用 ブロックの連続設置	泉南市	検討中			○	利用状況経過観察
		他 照明灯の増設	泉南市	未整備	優先順位を決めて 対応			

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「○」：目標時期

⑨ 市道樽井駅前線 (駅前広場含む) (準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
歩道	移動の円滑化	他 視覚障害者誘導用 ブロックの改修(JIS)	泉南市	検討中		○		現在の規格外の 点字ブロックが 設置されている
	情報の充実	他 周辺施設を案内する 情報提供板の設置	泉南市	未整備	○			
バス停	休憩施設の充実	他 ベンチの設置	泉南市	設置済み	—	—	—	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「—」：整備済み 「○」：目標時期

⑩ 市道樽井幼稚園前線 (市道茅渟神社鳴滝線～樽井防災コミュニティセンター：約60m)

(準生活関連経路)

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	実施状況	整備目標			備考
					短期	中期	長期	
道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 側溝蓋等の改善	泉南市	必要に応じて 実施			○	
		他 歩行者の安全確保 (路側線の改修等)	泉南市	必要に応じて 実施			○	

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

【整備目標の凡例】 「○」：目標時期

(3) 心のバリアフリーの推進

ハード面での整備やソフト面での施策を進める事で、移動等円滑化整備を具体的に進めることができます。

しかしながら、高齢者や障害者等支援を必要とされる方が自立した日常生活や社会生活を送るためには、社会全体で理解を深め、お互い支え合うことができる社会を実現していくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、支援を必要とされる方の考えるバリアやどのような支援が必要であるかを理解するとともに、時には自分の行動がバリアになりえるということ認識し、バリアをなくす行動につなげる「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

お互いが支え合うことができる社会実現のため、「心のバリアフリー」施策を推進していきます。

《理解を深めるための施策》

「一歩踏み出すための相互理解」

障害種別の特性を理解するとともに、相手の人格を尊重し、障害の有無にかかわらず、困っている人に進んで声をかけられる様、様々な活動を推進します。(資料4「障害種別の特性」84～93 ページ を参照して下さい。)

○バリアフリー教育の実施

- ・バリアフリー教育、当事者の状況の実体験 など

○職員、事業者などへのバリアフリー研修の充実

- ・障害種別の特性の理解、様々な支援が必要な方への対応方法の研修、緊急時における対応方法の徹底 など

○市民に対する学習機会の提供

- ・せんなん伝市メール（出前講座）、バリアフリー基本構想などのパンフレット配布、ホームページの活用 など

○高齢者、障害者等と交流する機会の拡大

- ・バリアフリー整備に対する講演会 など

○高齢者、障害者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援

- ・公共施設などの場所の提供、イベント開催時の支援 など

《バリアをつくらないための施策》

普段のなにげない行動からつくられるバリアをなくすための啓発活動を推進します。

○駐車マナーの向上

- ・ドライバーへの啓発、事業者への協力要請、駐車禁止の取り締まり強化など
- ・各施設での身体障害者用駐車場の利用方法の啓発 など

○自動車の運転マナーの向上

- ・歩車分離がされていない道路でのスピード抑制の啓発、スピード違反の取り締まり強化 など

○自転車・二輪車の駐輪マナーの向上

- ・放置自転車の監視強化、視覚障害者誘導用ブロックへの駐輪禁止の徹底、事業者への協力要請 など

○自転車の運転マナーの向上

- ・スピードの出し過ぎなど自転車利用者に対する啓発 など
- ・小学生を対象とした自転車運転教室の実施 など

○歩行者空間の確保

- ・看板や自動販売機、商品などが歩道にはみ出さないよう事業者への啓発
- ・歩道にはみ出した植栽などの伐採の協力要請 など

《情報提供のための施策》

バリアをなくしていくための情報提供を推進します。

○市内への案内サイン設置の検討

○バリアフリーマップ作成の検討

これ以外にも様々な対策が考えられますので、支援が必要な方、支援を行う方がお互い声をかけやすい社会を実現していく事が大切です

《バリアフリー教育事業》

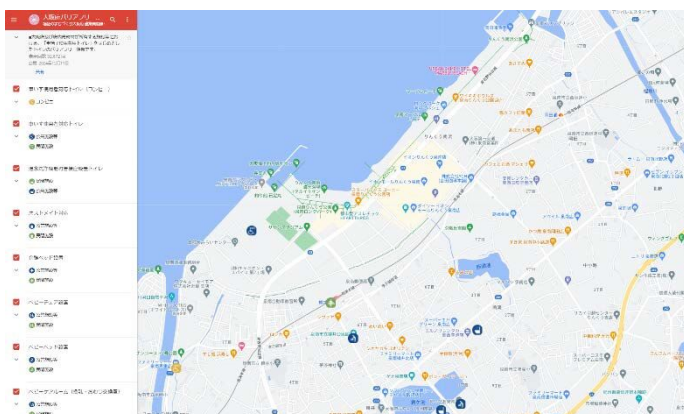
心のバリアフリーの取組みを実施することにより、バリアフリーに関する市民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することが重要であるため、令和2年の改正バリアフリー法において、継続的かつ計画的に心のバリアフリーの取組みを実施するため教育啓発特定事業が位置づけられました。樽井駅周辺地区だけに限らず、全市的な取組みとして児童等の理解を深めるために学校の間を活用したバリアフリー教室や、住民や関係者の理解の増進等のための障害者を講師とした住民向けのバリアフリー講習会やセミナーの開催等を通し、高齢者や障害者等の当事者の立場に立つことの大切さや、共生社会において必要な配慮等について理解を深め、心のバリアフリーを推進します。

■バリアフリー教育事業

【事業主体：市】

バリアフリー化事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	長期		
車いす利用・視覚障害者（アイマスク）・高齢者等バリアフリー体験教室の開催		(継続)	→	○	
手話・点字・盲導犬等学習の実施		(継続)	→	○	
各学年の発達段階に合わせた心のバリアフリー学習の実施		(継続)	→	○	
支援学級や支援学校、地域にお住まいの障害者等との交流会の開催		(継続)	→	○	
地域にお住まいの障害者等を招いた講演会の開催		(継続)	→	○	
バリアフリーマップの作成や大阪府公表のバリアフリートイレマップとの連携		(継続)	→		

【大阪府バリアフリートイレマップのイメージ】



※「大阪府バリアフリートイレマップ」で検索していただくか、下記のQRコードからバリアフリートイレマップにアクセスできます。



6. 今後の取組み

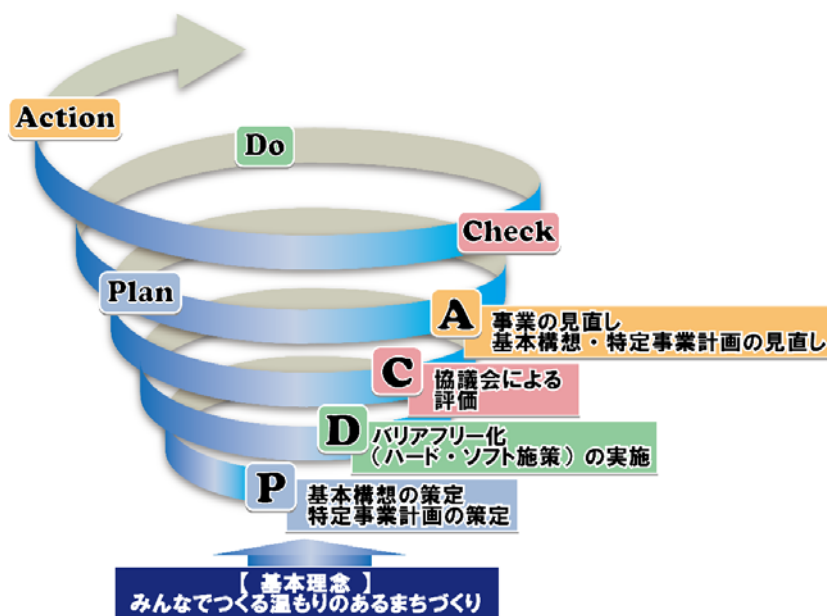
6-1. 基本構想の進行管理・管理体制

今後、本基本構想で定めた基本理念と基本方針を踏まえ、本基本構想の中で位置づけたバリアフリー事業を中心にバリアフリー化を推進していきます。また、バリアフリー化を実現するためには、特定事業計画の作成、ハード・ソフト施策の実施を着実に図っていくための進行管理が必要です。そのためには、単に事業を実施するのではなく、事業の進捗状況等についての適切に評価をおこない、必要に応じて計画を見直すといった、段階的・継続的な改善活動の取組み（スパイラルアップ）が必要となります。

そのため、基本構想策定時に結成された協議会が中心となり、計画の策定(Plan)、事業の実施(Do)、進捗状況の把握・検証(Check)、必要に応じた見直し(Action)を行う、PDCA サイクルにより進行管理を実施し、地域住民や施設利用者等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。

また、5年が過ぎた時点で計画の熟度や進捗に応じ、本基本構想や特定事業計画を適宜見直し、バリアフリー化を図ります。

【PDCA サイクルによるスパイラルアップと進行管理のイメージ】



	令和7年度	令和8年度～	令和12年度～	令和17年度～
Plan	基本構想策定	特定事業計画作成 (各事業主体)		
Do		事業実施 (各事業主体)		
Check			中間進捗評価 (協議会)	進捗評価 (協議会)
Action			必要に応じ事業等を見直し	基本構想・特定事業計画の見直し

6-2. バリアフリー化の更なる拡充に向けた取組み

本基本構想は、樽井駅周辺地区を対象とした計画となっていますが、近年の社会情勢を踏まえ、ソフト施策等の全市的なバリアフリー化の更なる拡充に向けた取組みが必要です。

(1) 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定による全市的な取組み

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）は、複数の重点整備地区を包括したエリアにおいて、市域全体のバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考え方を共有するものであり、重点整備地区ごとに策定されているバリアフリー基本構想の上位に位置する計画です。今後、全市的な更なるバリアフリー化の促進に向け、本市においても移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定を検討します。

(2) 心のバリアフリーの推進

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、施設において円滑な移動及び利用を促進するためには、ハード整備だけではなく、バリアフリー化された施設を利用する人による配慮や高齢者、障害者等の移動等に手助けすることなどの支援が重要であり、国民の責務であると明記されています。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、以下の3点とされています。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市では、このような認識（心のバリアフリー）を周知するため、心のバリアフリーパンフレットの作成を検討し、「せんなん伝市メール講座」等を活用して積極的に理解を深める取組みを推進します。また、各事業者や施設管理者においても、社員・職員におけるバリアフリーの意識を高める教育を充実させるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、高齢者や障害者等の多様なニーズに応える商品やサービスの提供に努めるなど、心のバリアフリーを推進することが重要です。

(3) 情報のバリアフリーの推進

公共交通機関や施設を利用する際の移動に関する情報は、日常生活だけではなく、非常時の安全確保の観点からも重要です。情報を発信する際には、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違いなどに関係なく入手できるよう、文字や音声、絵文字等のサイン、点字、多言語等の多様な手段により分かりやすく発信するなど、情報のバリアフリーに係る取組みを推進します。

(4) バスやタクシー等の車両のバリアフリー化への取組み

鉄道車両やバス車両、タクシー車両*のバリアフリー化は、本市だけでなく周辺自治体も含め、運行事業者と連携した全体的な取組みとして推進する必要があります。現在も各運行事業者によりガイドラインに基づく車両のバリアフリー化が推進されていますが、市民のみならず来訪者も快適に移動・利用できるよう、今後も引き続きバリアフリー化に取り組めます。

※タクシーのバリアフリー化の一環として、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入が推進されています。UD タクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方等、誰もが利用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”で、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

【UD タクシーの認証マーク】

UD レベル準 1



UD レベル 1



UD レベル 2



どのレベルでもスロープやその他車いす利用者の乗降を円滑にする設備が備えられていますが、レベルが高いほど、乗降口が広く、乗降口の地上からの高さが低いなど、より利用しやすくなっています。



出典：国土交通省ホームページ

(5) 自転車利用者のマナー向上への取り組み

近年、自転車と歩行者等の接触事故の報道が多くなっており、特に聴覚障害者や視覚障害者にとっては、自転車の接近が分かりにくく、自転車利用の交通ルール遵守とマナー向上が必要です。公安委員会等とも連携し、マナーアップキャンペーンや講習会、小学校等への出前講座の実施のほか、ホームページや広報、ポスター等、多様な媒体を通じた啓発活動等を積極的に展開し、自転車利用者のルール遵守、マナー向上に取り組めます。

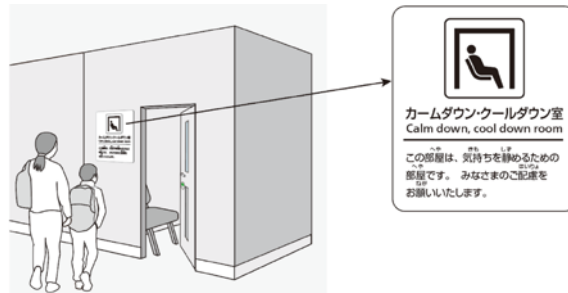


出典：大阪府ホームページ

(6) すべての障害者に対応したバリアフリー化への取り組み

平成18（2006）年度に施行されたバリアフリー法では、高齢者と身体障害者に加え、新たに、知的障害、発達障害、精神障害のある方も含む、すべての障害者が対象となることが明確化されました。そのため、身体障害者を念頭にといったバリアフリー化だけでなく、知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応した、カームダウン・クールダウンスペース※の設置、よりわかりやすいサイン整備や接遇のあり方、心のバリアフリー等、すべての障害者に対応した取り組みについて、関係機関とも連携し検討を推進します。

※カームダウン・クールダウンスペースとは、発達障害の方、知的障害の方、精神障害の方、認知症者等が、感情やストレスが高まった時に、外からの音や光、目線を遮ることで、気持ちを休ませ落ち着かせ、ストレスの軽減やパニックを回避するためのプライベートな空間のことです。また、カームダウンとは気持ちを落ち着かせることを意味し、クールダウンとは冷静になること、怒りを冷ますことを意味しています。



出典：カームダウン・クールダウンについて
(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

(7) 災害時の要配慮者への対応や避難に対応したバリアフリー化への取組み

災害や緊急時の避難で、エレベーター等の垂直移動設備が使えない場合には、要配慮者の支援が必要となることから、災害時等における要配慮者への支援方法を検討します。また、避難所に指定されている小中学校等のバリアフリー化や、避難路のバリアフリー化、防災教育や防災研修等の実施等、災害対策への取組みを推進します。

(8) バリアフリー設備の機能分散・最適化の取組み

近年、高齢者の増加や障害者等の社会参加、子ども連れの外出機会の増加により、バリアフリートイレや障害者用駐車場等、多くの設備がある施設への利用集中が問題となっています。そのため、多様化する利用者の特性等を踏まえ、「車いす使用者のための幅の広い障害者等用駐車スペース」だけでなく、軽度障害者や高齢者用に「通常の幅で施設出入口に近い駐車スペース」を設ける「ダブルスペース」の導入等、バリアフリー設備の機能集中から機能分散・最適化への取組みについて検討を推進します。

【トイレの機能分散・最適化の例】



出典：国土交通省ホームページ 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン（2024年度）バリアフリートイレ

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)

(9) 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に対応したバリアフリー化への取り組み

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。そのため、性的指向^{*}及びジェンダーアイデンティティ^{*}の多様性に寛容な社会の実現に向け、理解増進やトイレの対応等、バリアフリー化への取り組みについて検討を進めます。

※性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことを指します。

※ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のことを指します。なお、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされています。

性的指向及び
ジェンダーアイデンティティの
多様性に関する国民の理解の増進
に関する法律を知っていますか？

理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの
基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な
社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業者等は
知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性的指向」とは？
恋愛感情又は
性的感情の対象となる性別
についての指向です。

「ジェンダーアイデンティティ」とは？
自身の性別についてのある
程度の一貫性を持った認識を指
すものと解されています。

内閣府 HP において理解増進法に関する Q&A を掲載しています。
内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進 検索
<https://www8.oao.go.jp/rikaizoshin/index.html>

内閣府性的指向・ジェンダーアイデンティティ
理解増進指針 100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館
Tel: (代表) 03-5253-2111

出典：内閣府ホームページ

資料

1. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会
委員名簿
2. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則
3. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過
4. 障害種別の特性
5. バリアフリーポスター・チラシ

1. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿

	メンバー構成	氏名	摘要(役職等)	備考
1	学識経験者	佐久間 康富	和歌山大学 システム工学部 環境デザインメジャー 教授	
2	//	金川 めぐみ	和歌山大学 経済学部 学部長 教授	
3	障害者団体代表	中尾 進	泉南市身体障害者福祉会(肢体) 会長	
4	//	中谷 福美	泉南市身体障害者福祉会(視覚) 副会長	
5	//	松野 浩二	泉南市身体障害者福祉会(聴覚)	
6	//	上野 和美	泉南市障害者(児)親の会	
7	//	中根 記代	泉南のぞみ会 会長	
8	高齢者団体代表	甚野 博子	泉南市老人クラブ連合会	
9	地域住民代表	吉嶋 英二	地元区長(樽井区)	
10	//	福本 道子	泉南市婦人団体協議会 副会長	
11	社会福祉協議会	上山 忠	泉南市社会福祉協議会 会長	
12	公共交通事業者	上村 悠	南海電気鉄道(株) 鉄道事業本部 えきまち計画推進部 課長	
13	//	讃井 聡	南海ウイングバス(株) 常務取締役 営業部長	
14	//	森川 圭治	和歌山バス那賀(株) 常務取締役	
15	施設設置等管理者	名手 和巳	大阪府 岸和田土木事務所 尾崎出張所長	
16	公安委員会	徳田 弥之	大阪府 泉南警察署 交通係長	
17	泉南市	加渡 賢二	福祉保険部長	
18	//	伊藤 好幸	都市整備部長(道路等管理)	
19	//	川端 豊	行政経営部長	
20	//	大瀨 浩二	健康子ども部長	
	アドバイザー	瀬野 正和	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	
	//	小坂橋 紀哉	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長	
	//	瀧藤 敬介	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ 主査	

2. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則

○泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

令和5年9月28日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年条例第11号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他の協議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者等の団体を代表する者
- (3) 高齢者の団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 施設設置等管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 関係行政機関の代表者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、バリアフリー基本構想を所管する組織において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

2 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則（平成 24 年泉南市規則第 28 号）は、廃止する。

(泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

3 泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則（平成 24 年泉南市規則第 29 号）は、廃止する。

3. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過

実施時期	項目	内容
令和7年8月6日	第1回協議会	○会長出並びに副会長の選出 ○基本構想改定について ○ヒアリング調査について
令和7年8月6日 ～9月8日	ヒアリング調査の実施	樽井駅を中心とする生活関連施設利用実態を把握するとともに、それに至る経路等バリアフリー上の問題等についての意見及び要望を聞くために実施
令和7年9月25日	タウンウォッチング（第2回協議会）	○樽井駅を中心に2グループに別れ、現地調査及び意見交換の実施
令和7年11月26日	第3回協議会	○整備方針及び整備内容（案）について ○今後の取組みについて
令和7年12月15日 ～ 令和8年1月15日	パブリックコメントの実施	○バリアフリー基本構想（素案）の公表と意見募集
令和8年2月4日	第4回協議会	○パブリックコメントについて ○バリアフリー基本構想の承認

4. 障害種別の特性

障害種別の特性をご紹介します。

なお、この内容は障害種別の特性の全てではありません。

『公共サービス窓口における配慮マニュアル-障害のある方に対する心の身だしなみ-』

(内閣府 障害者施策推進本部) から抜粋させていただきました。

障害種別の特性

(1) 視覚障害のある方

 視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。見えづらい方の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い(視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方)などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。



主な特徴

- ・一人で移動することが困難
慣れていない場所では一人で移動することは困難です。
- ・音声を中心に情報を得ている
目からの情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。
- ・文字の読み書きが困難
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多いです。

コミュニケーション関連

- ・こちらから声をかける
周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないことがあります。
- ・指示語は使わない
「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」「何か」分かりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。
- ・点字と音声
点字は、指先で触って読む文字です。
視覚障害のある方が、必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは1割で、残りの9割の方は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上げ装置を使って音声化する方法もあります。

<時計の文字盤に見立てた説明>
3時の方向にコーヒーがあります。



(2) 聴覚・言語障害のある方



聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。また、言語障害のある方は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。



主な特徴

- ・外見から分かりにくい
外見からは聞こえないことが分かりにくいと、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。
- ・視覚を中心に情報を得ている
音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。
- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。
- ・補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない
補聴器をつけている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りように聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多いです。

コミュニケーション関連

・コミュニケーションの方法を確認する

聴覚障害のある方との会話には手話、指文字、筆談、口話(こうわ)・読話(どくわ)などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認します。

・聞き取りにくい場合は確認する

言語障害のある方への対応は、言葉の一つ一つを聞き分ける必要があります。聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

(様々なコミュニケーション方法)

・手話

手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障害のある方たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

・指文字

指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。未だ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は、手話と組み合わせて使います。

・筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。

・口話・読話

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別がつかないので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

(3) 肢体不自由のある方

🌱 肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、立ったり歩行したりすることが困難な方、身体にマヒのある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力歩行や電動の車いすを使用される方などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のマヒや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さを伴う方もいます。



主な特徴

- ・ 移動に制約のある方もいる

下肢に障害のある方では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいます。歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。

車いすを使用されている方では、高い所には、手が届きにくく、床のモノは拾いにくいです。

- ・ 文字の記入が困難な方もいる

手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかつたり、狭いスペースに記入することが困難です。

- ・ 体温調節が困難な方もいる

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

- ・ 話すことが困難な方もいる

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるのが難しい方もいます。

コミュニケーション関連

- ・ 車いすの方の視線に合わせる

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

- ・ 子ども扱いしない

言葉がうまく喋れない方に対して子どもに対するような接し方をしないようにします。

- ・ 聞き取りにくい場合は確認する

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

(4) 内部障害のある方



内部障害とは、内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の6種類の機能障害が定められています。

心臓機能障害は

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいます。

呼吸器機能障害は

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

腎臓機能障害は

腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院されている方もいます。

ぼうこう・直腸機能障害は

ぼうこう疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設している方もいます。

小腸機能障害は

小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害は

HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服薬している方です。



主な特徴

・外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

・疲れやすい

障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

・携帯電話の影響が懸念される方もいる

心臓機能障害で心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

・タバコの煙が苦しい方もいる

呼吸器機能障害のある方では、タバコの煙などが苦しい方もいます。

・トイレに不自由されている方もいる

ぼうこう・直腸機能障害で人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている方（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

コミュニケーション関連

・負担をかけない対応を心がける

内部障害のある方では、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

(5) 知的障害のある方



知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。

主な特徴

- ・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・ 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる
- ・ 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ・ ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- ・ 子ども扱いしない
成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。
- ・ 穏やかな口調で声をかける
社会的なルールを理解しにくいため、時に奇異な行動を起こす方もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と、穏やかな口調で声をかけます。
- ・ 具体的に分かりやすく
案内板や説明資料には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときにも、「リンゴの大きさ」など具体的に表現します。



(6) 発達障害のある方



発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

主な特徴

- ・ 外見から分かりにくい
- ・ 相手の言ったことを繰り返す時は、相手言ってることが理解できていないことが多い
- ・ 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・ 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- ・ 順序だてて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・ 年齢相応の社会性が身につけていない方もいる
- ・ 関心あることばかり一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明

(7) 精神障害のある方



精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

統合失調症は

幻覚、思考障害、感情や意欲の障害など、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断ができにくく、対人関係が難しくなるなど、さまざまな生活障害を引き起こしますが、薬によってこれらの症状をおさえることもできます。おおよそ100人に1人がかかる大変身近なものといわれています。

うつ病は

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして、日常生活に支障が現れます。国内の調査によると、うつ病を経験している人は約15人に1人とされています。

てんかんは

通常は規則正しいリズムで活動している脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電気的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。薬によって約8割の方は発作を止められるようになりました。



主な特徴

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・ 精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたいと思っていない方も多い
- ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・ 学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
- ・ 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・ 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 不安を感じさせないような穏やかな応対

(資料：『公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害のある方に対する心の身だしなみ』 障害者施策推進本部)

【子ども用車いすポスター（令和6（2024）年度）】

その外観からベビーカーと誤認されてしまうことが多いため、子ども用車いすの理解・配慮について周知するポスターです。

知ってください
子ども用車いすのこと
これは子ども用車いすです。

病気や障害が理由で、
"これがないと移動できない"
子どもたちが使用しています。
みなさまのご理解、
温かい配慮をお願いいたします。

折りたたみません
これは車いすです。
座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、
車体を折りたたむことは容易ではありません。

重量があります
車いす自体の重量に加え、医療機器を搭載して
いる場合もあります。
車体を持ち上げて大きな段差などを越える
ことは非常に困難です。

**子ども用車いす
マークもあります**
「子ども車いす」や「子ども用車いす」などと
表示したマークを付けている方もいます。

おまじないマークは一つです。 一般社団法人 Nippon Family パーキーマークの会

※ベビーカーを車いすと同じ目的で
使用している場合もあります。

国土交通省

周囲の方へ ●街なかで見かけたら、そっと見守りましょう。●困っている様子が見られたら、声をかけてみましょう。

【座席の利用マナー向上ポスター（令和2（2020）年3月）】

鉄道・バスの座席の利用について、真に必要な方が優先的に使用できるように呼び掛けるためのポスターです。

**座席を
必要としている
方がいます**

♥ 座席を必要としている方に席をゆずりましょう。
♥ 特に、優先席は他のシートと異なった配色、柄で設置
されていますので、ご協力をお願いします。
♥ エレベーターの優先利用にもご協力をお願いします。

国土交通省

【エレベーターの利用円滑化ポスター（令和3（2021）年2月）】

エレベーターの利用について、真に必要な方が優先的に使用できるように呼び掛けるためのポスターです。



The illustration shows an elevator lobby with a sign that says "↑改札階" (Ticket Gate Floor). A person in a wheelchair is being assisted by a woman. Other people include a man with a cane, a woman with a stroller, and a man with a dog. A sign above the elevator door says "優先エレベーター" (Priority Elevator) and "乗車時必ずお立ち止まりください" (Please stand still when boarding).

エレベーター以外での移動が難しい方がいます。

 障害のある方	 高齢の方	 障害のある方がお持ちしている方
 妊娠中の方	 乳幼児を連れてきた方	 内部障害のある方
 ベビーカーマーク	 ヘルプマーク	 マタニティマーク

優先利用にご理解ください。

「お先にどうぞ」、のひとことを。

 **国土交通省**
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター（令和 6（2024）年度）】

高齢者障害者用施設等（バリアフリートイレ、車椅子使用者駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等）の適正な利用を呼び掛けるためのポスター・チラシです。

広いスペースの バリアフリートイレを 必要としている方が困っています。

必要のない方は一般トイレをご利用ください。

改正バリアフリー法では、新たにバリアフリートイレを含む、「高齢者、障害者専用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和 3 年 4 月施行）。

従来「多機能トイレ」が「多目的トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に真正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表示しています。

国土交通省

みんなで知ろう！ バリアフリートイレのこと

▶ バリアフリートイレとは、次のような方々に使われるトイレの総称です。

車椅子使用者 <ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子を回転できる広いスペースが必要 ● 便器に移乗するために手すりを使用 ● おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用 	発達障害など同伴が必要な人 <ul style="list-style-type: none"> ● 異性が同伴で入れるトイレが必要 ● 見た目はわからなくても介助が必要
乳幼児連れの人 <ul style="list-style-type: none"> ● ベビーカーで入るために広いスペースが必要 ● 子供を抱えるためにベビーチェアを使用 ● おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用 	オストメイト（人工肛門等保有者） <ul style="list-style-type: none"> ● パウチ（便をためておく器具）から排泄するために汚物溜しを使用

▶ こんな困りことがあります。

バリアフリートイレが本来必要のない人によって使用されると、ここしか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリートイレしか使えない人もいます。
- トイレ内の開ボタンを押して外に出ると、施錠されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたたまれていないと、車椅子使用者などが出入りできないことがあります。

▶ 機能分散が進められています。

● 車椅子使用者用トイレへの利用を促すため、オストメイト対応設備が必要な方や乳幼児連れの方のための設備を一般トイレ内へ分散させる取組が徐々に進んでいます。

（トイレの機能分散化の整備事例）

オストメイト対応設備

図例：東京都

乳幼児連れ対応設備

図例：大阪府東大阪市（※）

発行：国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

ここが必要ですよ。

**車椅子使用者は、車の乗り降りに
広いスペースを必要としています。**

**幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。**

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者専用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和 3 年 4 月施行）。

国土交通省

エレベーターを必要としている方に ゆずりましょう。

～優先利用にご協力ください～
Please cooperate by allowing priority access.

改正バリアフリー法では、新たにエレベーターを含む、「高齢者、障害者専用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和 3 年 4 月施行）。

国土交通省

発行日：令和8(2026)年3月
発行元：泉南市 都市整備部 都市政策課